

平成 17 年第 2 回
城里町議会定例会会議録 第 1 号

平成 17 年 6 月 14 日 午前 10 時 13 分開会

1. 応招議員

1 番	寺 門 博 志 君	22 番	松 崎 信 一 君
2 番	多 田 政 士 君	23 番	小松崎 三 夫 君
3 番	阿久津 則 男 君	24 番	鯉 渕 秀 雄 君
4 番	桐 原 健 一 君	25 番	根 本 正 典 君
5 番	所 和 明 君	26 番	大座畑 洋 二 君
6 番	飯 村 吉 伊 君	27 番	森 田 勝 一 君
7 番	小 林 祥 宏 君	28 番	浅 野 壽 一 君
8 番	小田部 博 夫 君	29 番	桧 山 年 載 君
9 番	仲 田 澄 雄 君	30 番	阿久津 尚 一 君
10 番	玉 川 台 俊 君	31 番	小 坏 孝 君
11 番	南 條 治 君	32 番	小 松 文 良 君
12 番	澤 田 豊 一 君	33 番	清 水 進 喜 君
13 番	金 子 栄 治 君	34 番	小 林 宏 君
14 番	加 藤 文 夫 君	35 番	福 田 定 夫 君
15 番	杉 山 清 君	36 番	保 坂 藤 吾 君
16 番	川 井 昇 君	37 番	宮 本 仁 君
17 番	藤 咲 徳 治 君	38 番	石 崎 貞 夫 君
18 番	佐 藤 國 保 君	39 番	近 澤 定 夫 君
19 番	羽根石 栄 一 君	40 番	篠 田 守 君
20 番	寺 田 和 郎 君	41 番	関 谷 誠 君
21 番	三 村 由利子 君	42 番	阿久津 堅 次 君

1. 不応招議員

な し

1. 出席議員

1 番	寺 門 博 志 君	22 番	松 崎 信 一 君
2 番	多 田 政 士 君	23 番	小松崎 三 夫 君
3 番	阿久津 則 男 君	24 番	鯉 渕 秀 雄 君

4 番	桐 原 健 一 君	2 5 番	根 本 正 典 君
5 番	所 和 明 君	2 6 番	大座畑 洋 二 君
6 番	飯 村 吉 伊 君	2 7 番	森 田 勝 一 君
7 番	小 林 祥 宏 君	2 8 番	浅 野 壽 一 君
8 番	小田部 博 夫 君	2 9 番	桧 山 年 載 君
1 0 番	玉 川 台 俊 君	3 0 番	阿久津 尚 一 君
1 1 番	南 條 治 君	3 2 番	小 松 文 良 君
1 2 番	澤 田 豊 一 君	3 3 番	清 水 進 喜 君
1 3 番	金 子 栄 治 君	3 4 番	小 林 宏 君
1 4 番	加 藤 文 夫 君	3 5 番	福 田 定 夫 君
1 5 番	杉 山 清 君	3 6 番	保 坂 藤 吾 君
1 6 番	川 井 昇 君	3 7 番	宮 本 仁 君
1 7 番	藤 咲 徳 治 君	3 8 番	石 崎 貞 夫 君
1 8 番	佐 藤 國 保 君	3 9 番	近 澤 定 夫 君
1 9 番	羽根石 栄 一 君	4 1 番	関 谷 誠 君
2 0 番	寺 田 和 郎 君	4 2 番	阿久津 堅 次 君
2 1 番	三 村 由利子 君		

1 . 欠席議員

9 番	仲 田 澄 雄 君	4 0 番	篠 田 守 君
3 1 番	小 坪 孝 君		

1 . 説明のため出席した者の職氏名

町	長	金 長 義 郎
助	役	岩 間 伸 博
収 入	役	富 田 孝 一
教 育	長	三 村 亮 一
代 表 監 査 委 員		一 木 邦 彦
町 長 公 室	長	富 永 郁 夫
総 務 課	長	森 島 哲 男
企 画 財 政 課	長	加藤木 昭 博
管 財 課	長	海 野 勝 美
税 務 課	長	加倉井 一 史
町 民 課	長	丹 下 栄 一
保 険 課	長	仲 田 政 男

健 康 福 祉 課 長	綿 引 昭 治
産 業 振 興 課 長	高 橋 洋 造
建 設 課 長	川 又 憲 明
都 市 計 画 課 長	杉 山 勝 男
下 水 道 課 長	小 林 修 一
会 計 課 長	小 林 陸 春
水 道 課 長	阿久津 和 文
農 業 委 員 会 事 務 局 長	河原井 宗 蔵
教育委員会学校教育課長	所 道 彦
教育委員会生涯学習課長	岩 下 泉
桂 支 所 長	谷 津 信 雄
七 会 支 所 長	富 田 一 郎
診 療 所 事 務 長	盛 田 守

1 . 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	田 上 勤
局 長 補 佐	菊 地 良 子
書 記	鯉 淵 和 己
書 記	佐 藤 宰

1 . 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

平成17年6月14日（火曜日）

午前10時13分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 承認第19号 専決処分第19号の承認を求めることについて（城北地方広域事務組合理約の一部を変更する規約）
- 日程第4 承認第20号 専決処分第20号の承認を求めることについて（茨城県市町村総合事務組合理約の一部を改正する規約）
- 日程第5 承認第21号 専決処分第21号の承認を求めることについて（城里町条例の一部を改正する条例）
- 日程第6 承認第22号 専決処分第22号の承認を求めることについて（平成16年度城

		里町一般会計補正予算第 1 号)
日程第 7	承認第23号	専決処分第23号の承認を求めることについて(平成16年度城里町国民健康保険特別会計補正予算第 1 号)
日程第 8	承認第24号	専決処分第24号の承認を求めることについて(平成16年度城里町老人保健特別会計補正予算第 1 号)
日程第 9	承認第25号	専決処分第25号の承認を求めることについて(平成16年度城里町介護保険特別会計補正予算第 1 号)
日程第10	承認第26号	専決処分第26号の承認を求めることについて(平成16年度城里町下水道事業特別会計補正予算第 1 号)
日程第11	承認第27号	専決処分第27号の承認を求めることについて(平成17年度城里町一般会計補正予算第 1 号)
日程第12	議案第35号	城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について
日程第13	議案第36号	城里町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
日程第14	議案第37号	字の名称の変更について
日程第15	議案第38号	町道路線の認定について
日程第16	議案第39号	戸籍事務電算化業務委託に伴う請負契約の締結について
日程第17	議案第40号	平成17年度城里町一般会計補正予算(第 2 号)について
日程第18	議案第41号	平成17年度城里町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)について
日程第19	議案第42号	人権擁護委員の推薦について
日程第20	議案第43号	平成16年度常北町一般会計決算認定について
日程第21	議案第44号	平成16年度常北町国民健康保険特別会計決算認定について
日程第22	議案第45号	平成16年度常北町介護保険事業特別会計決算認定について
日程第23	議案第46号	平成16年度常北町老人保健特別会計決算認定について
日程第24	議案第47号	平成16年度常北町農業集落排水事業特別会計決算認定について
日程第25	議案第48号	平成16年度常北町下水道事業特別会計決算認定について
日程第26	議案第49号	平成16年度常北町水道事業会計決算認定について
日程第27	議案第50号	平成16年度桂村一般会計決算認定について
日程第28	議案第51号	平成16年度桂村国民健康保険特別会計決算認定について
日程第29	議案第52号	平成16年度桂村国民健康保険診療所特別会計決算認定について
日程第30	議案第53号	平成16年度桂村老人保健特別会計決算認定について
日程第31	議案第54号	平成16年度桂村農業集落排水事業特別会計決算認定について

日程第32	議案第55号	平成16年度桂村公共下水道事業特別会計決算認定について
日程第33	議案第56号	平成16年度桂村介護保険特別会計決算認定について
日程第34	議案第57号	平成16年度桂村水道事業会計決算認定について
日程第35	議案第58号	平成16年度七会村一般会計決算認定について
日程第36	議案第59号	平成16年度七会村国民健康保険特別会計決算認定について
日程第37	議案第60号	平成16年度七会村老人保健特別会計決算認定について
日程第38	議案第61号	平成16年度七会村簡易水道事業特別会計決算認定について
日程第39	議案第62号	平成16年度七会村介護保険特別会計決算認定について
日程第40	議案第63号	平成16年度七会村物産センター特別会計決算認定について
日程第41	議案第64号	平成16年度大宮地方広域組合一般会計決算認定について
日程第42	発議第6号	水戸ニュータウンへ総合病院誘致に関する意見書
日程第43	陳情第3号	「米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」陳情書
日程第44	報告第8号	平成16年度城里町一般会計繰越明許費繰越計算書
日程第45	報告第9号	平成16年度城里町一般会計事故繰越し繰越計算書
日程第46	報告第10号	平成16年度城里町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書
日程第47	報告第11号	平成16年度財団法人城里町開発公社決算及び事業報告書
日程第48	報告第12号	例月出納検査報告（常北町、桂村、七会村1月分、城里町2月、3月、4月、5月執行分）

1．本日の会議に付した事件

承認第19号
承認第20号
承認第21号
承認第22号
承認第23号
承認第24号
承認第25号
承認第26号
承認第27号
議案第35号
議案第36号
議案第37号
議案第38号
議案第39号

議案第40号
議案第41号
議案第42号
議案第43号
議案第44号
議案第45号
議案第46号
議案第47号
議案第48号
議案第49号
議案第50号
議案第51号
議案第52号
議案第53号
議案第54号
議案第55号
議案第56号
議案第57号
議案第58号
議案第59号
議案第60号
議案第61号
議案第62号
議案第63号
議案第64号
陳情第3号
一般質問

午前10時13分開会

議長あいさつ

○議長（関谷 誠君） 議員各位には、何かとご多用のところ出席をいただき、大変ご苦労さまです。

議員の出欠

- 議長（関谷 誠君） ただいまの出席議員数は39名です。
欠席、40番篠田 守君、31番小坪 孝君、9番仲田澄雄君。

開会の宣告

- 議長（関谷 誠君） 定足数に達しておりますので、ただいまから平成17年第2回城里町議会定例会を開会いたします。

開議の宣告

- 議長（関谷 誠君） 直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告

- 議長（関谷 誠君） 日程に先立ちまして、議会事務局長より諸般の報告をさせます。
局長。

〔議会事務局長田上 勤君登壇〕

- 議会事務局長（田上 勤君） 議長の諸般の報告をいたします。3月、4月、5月分でございます。

3月1日、常北高校卒業式に出席をいたしております。それから、笠間地方広域事務組合議会全員協議会並びに定例会の方へ仲田、寺門両議員が出席をしております。

3月13日、県北西部地域中核病院新築工事起工式に議長が出席しております。常陸大宮市でございます。さらには、旧常北町文化協会春まつり芸能大会の方へ議長出席しております。

3月22日でございます。城北地方広域事務組合議会臨時会、コミセン城里3階でございます。関係議員が出席しております。

3月25日でございます。水戸地方農業共済事務組合全員協議会並びに定例会へ関係議員が出席をしております。茨城町の本所でございます。

3月26日でございます。ひたち平和記念墓地公園竣工記念感謝の集い、レストラン7階でございますけれども、正副議長が出席をしております。

3月29日、城里町開発公社理事会の方へ議長、宮本議員が出席をしております。農業委員会定期総会の方へ、それぞれ関係議員が出席をしております。

3月30日でございます。選挙管理委員会委員及び補充員の辞令交付式に議長が出席をしております。

さらには、3月31日でございますけれども、教職員の辞令交付でございます。転出、退職関係に議長が出席をしてございます。

4月1日でございますけれども、教職員の辞令交付式、転入の方へやはり議長が出席をしてございます。

4月14日、東茨城郡町村議会議長会臨時総会の方へ議長が出席してございます。

4月17日、岩瀬町合併50周年記念式典、岩瀬町のラスカでございますけれども、議長出席しております。さらに、茨城中央農業協同組合第14回通常総代会、笠間市中央公民館で行われましたけれども、副議長が代理で出席してございます。

4月18日、平成17年度市町村長市町村議会議長会議、県市町村会館でございますけれども、議長が出席してございます。

4月26日でございます。水戸農業協同組合の通常総会、水戸農協本店の方でございますけれども、議長が出席をしてございます。

それから、5月に入りまして、5月9日でございます。笠間地区交通対策協議会連合会の総会並びに笠間地区防犯協会評議員会へ出席をしてございます。

5月13日、御前山県立自然公園保護管理協議会総会並びに御前山県立自然公園保護管理協議会設立総会へ議長出席してございます。

さらに、5月23日、那珂久慈流域下水道整備推進協議会通常総会へ議長出席をしてございます。

続きまして、5月24日でございますけれども、水戸線複線化促進期成同盟会総会及び後援会の方へ議長出席してございます。

さらに、5月25日は農業委員会の定期総会で、関係議員が出席をしてございます。

5月27日、第11回笠間西茨城森林組合通常総代会に議長出席してございます。

5月29日、平成17年度水戸市水防演習の方へ議長、総務委員長が出席をしてございます。そのほか、町内の各種団体、あるいは町の行事に議会を代表して議長が出席をしてございます。

以上、報告いたします。

会議録署名議員の指名

○議長（関谷 誠君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により、

7番 小林 祥 宏 君

8番 小田部 博 夫 君

10番 玉 川 台 俊 君

を指名いたします。

会期の決定

- 議長（関谷 誠君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

ここで、過日開催しました議会運営委員会の会議の結果について、議会運営委員長より報告を求めます。

議会運営委員長、阿久津堅次君。

〔議会運営委員長阿久津堅次君登壇〕

- 議会運営委員長（阿久津堅次君） 去る6月7日に開催いたしました議会運営委員会の協議の結果について報告いたします。

今期定例会に提案されます承認9件、議案30件、発議1件、陳情1件、報告5件、合わせて46件の審議件数並びに一般質問を検討いたしました。その結果、お手元に配付されております会期日程どおり、本日から6月17日までの4日間とすることに決定いたしました。

議員各位におかれましては、議会運営委員会の決定どおりご賛同くださいますよう、ここにご提案申し上げます。

議長においてお諮り願います。

- 議長（関谷 誠君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より、今期定例会の会期は本日から6月17日までの4日間とされるようご提案がございましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（関谷 誠君） ご異議なしと認めます。

今期定例会の会期は、本日から6月17日までの4日間と決定いたしました。

続いて、地方自治法第121条の規定により、説明のため本日の会議に出席を求めた者の職氏名は、お手元に配付しました名簿のとおりであります。

傍聴人2名を許可いたしました。

町長あいさつ

- 議長（関谷 誠君） ここで、町長より特に発言を求められておりますので、この際許可をいたします。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

- 町長（金長義郎君） おはようございます。

本日は、平成17年第2回の定例議会をお願いをいたしましたところ、議員各位には公私ともにお忙しい中ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

城里町も２月１日に発足をいたしましてから４カ月半を経過いたしました。その間、議会を初め町民の皆様方に多大なるご支援をいただいておりますことを、心から感謝を申し上げる次第であります。

平成17年度の予算執行等にも入っておりますが、合併も117年、それから50年というような経験のない、その期間経験がなかったわけでありましたが、そういう中での予算編成、事業の執行ということになるわけでありましたが、発足当初でもありますので、事業や予算、また人事、そういうものにつきましても微調整をしながら進めていかなければならないと思っておりますので、議会各位のご理解を賜りますようお願いを申し上げたいと思います。

本日ご提案申し上げます案件は、承認９件、議案30件、報告５件であります。慎重にご審議を賜りますようお願いを申し上げまして、ごあいさついたします。

ありがとうございました。

承認第１９号 専決処分第１９号の承認を求めることについて（城北地方広域事務組合規約の一部を変更する規約）

○議長（関谷 誠君） 日程第３、承認第19号 専決処分第19号の承認を求めることについて（城北地方広域事務組合規約の一部を変更する規約）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 承認第19号 専決処分第19号城北地方広域事務組合規約の一部変更について承認を求めることについてであります。国民宿舎御前山荘の会計について、地方公営企業法第２条第３項の規定を適用しないため、規約の一部を変更し、平成17年４月１日から施行したものであります。

よろしくご審議の上、ご承認をお願いを申し上げます。

承認第２０号 専決処分第２０号の承認を求めることについて（茨城県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約）

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第４、承認第20号 専決処分第20号の承認を求めることについて（茨城県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 承認第20号 専決処分第20号茨城県市町村総合事務組合規約の一

部改正について承認を求めることについてであります。市町村の合併の特例に関する法律第9条の3第1項の規定に基づき、従前の例により事務を行うことにしていた茨城県市町村総合事務組合の規約について、平成16年10月16日から平成17年3月28日までの間に効力を生じた組合を組織する市町村の合併等に係る改正をしたものであります。

ご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

承認第21号 専決処分第21号の承認を求めることについて（城里町条例の一部を改正する条例）

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第5、承認第21号 専決処分第21号の承認を求めることについて（城里町条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 承認第21号 専決処分第21号城里町条例の一部を改正する条例の承認を求めることについてであります。城里町条例の一部を改正して、4月1日から施行させたものであります。

まず、城里町税条例の一部を改正する条例についてであります。平成17年度税制改正に伴い地方税法の一部を改正する法律が施行されたのに伴い、町においても関係条文を改正したものであります。

次に、城里町老人福祉センター条例の一部を改正する条例についてであります。桂老人福祉センターの管理運営を、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者に施設の管理を行わせることにしたため、関係条文を改正したものであります。

次に、城里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。国において人事院規則の一部が改正され、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び超過勤務の制限の一部が改正されたことに伴い、町においても関係条文を改正したものであります。

ご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

承認第22号 専決処分第22号の承認を求めることについて（平成16年度城里町一般会計補正予算第1号）

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第6、承認第22号 専決処分第22号の承認を求めることについて（平成16年度城里町一般会計補正予算第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 承認第22号であります。専決処分第22号平成16年度城里町一般会計補正予算第1号の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,003万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ41億133万8,000円としたものであります。

歳入では、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、自動車取得税交付金、地方交付税、使用料及び手数料、国庫支出金、諸収入及び地方消費税交付金を追加し、町税、ゴルフ場利用税交付金、交通安全対策特別交付金、分担金及び負担金、県支出金及び町債を減額したものであります。

歳出では、総務費及び商工費を追加し、議会費、民生費、衛生費、農林水産業費、土木費、消防費、教育費及び公債費を減額したものであります。

ご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

承認第23号 専決処分第23号の承認を求めることについて（平成16年度城里町国民健康保険特別会計補正予算第1号）

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第7、承認第23号 専決処分第23号の承認を求めることについて（平成16年度城里町国民健康保険特別会計補正予算第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 承認第23号 専決処分第23号平成16年度城里町国民健康保険特別会計補正予算第1号の承認を求めることとありますが、まず事業勘定であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,911万6,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,629万6,000円としたものであります。

歳入では、使用料及び手数料、国庫支出金及び財産収入を追加し、国民健康保険税、療養給付費等交付金、県支出金及び繰入金を減額したものであります。

歳出では、総務費、基金積立金及び諸支出金を追加し、保険給付費を減額したものであります。

次に、施設勘定であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ89万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,608万8,000円としたものであります。

歳入では、県支出金及び繰入金を追加したものであります。

歳出では、医療費及び公債費を追加し、予備費を減額したものであります。

ご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

承認第 24 号 専決処分第 24 号の承認を求めることについて（平成 16 年度城里町老人保健特別会計補正予算第 1 号）

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第 8、承認第 24 号 専決処分第 24 号の承認を求めることについて（平成 16 年度城里町老人保健特別会計補正予算第 1 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 承認第 24 号 専決処分第 24 号平成 16 年度城里町老人保健特別会計補正予算第 1 号の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 441 万 4,000 円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 599 万 3,000 円としたものであります。

歳入では、支払基金交付金、国庫支出金、県支出金及び繰入金を減額したものであります。

歳出では、医療諸費及び予備費を減額したものであります。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

承認第 25 号 専決処分第 25 号の承認を求めることについて（平成 16 年度城里町介護保険特別会計補正予算第 1 号）

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第 9、承認第 25 号 専決処分第 25 号の承認を求めることについて（平成 16 年度城里町介護保険特別会計補正予算第 1 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 承認第 25 号 専決処分第 25 号平成 16 年度城里町介護保険特別会計補正予算第 1 号の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 73 万 6,000 円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 1,594 万 4,000 円としたものであります。

歳入では、支払基金交付金を減額したものであります。

歳出では、基金積立金の減額であります。

ご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

承認第 26 号 専決処分第 26 号の承認を求めることについて（平成 16 年度城里町下水道事業特別会計補正予算第 1 号）

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第10、承認第26号 専決処分第26号の承認を求めることについて（平成16年度城里町下水道事業特別会計補正予算第 1 号）を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 承認第26号 専決処分第26号平成16年度城里町下水道事業特別会計補正予算第 1 号の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,800万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億5,138万9,000円としたものであります。

歳入では、使用料及び手数料を追加し、国庫支出金、県支出金及び町債を減額したものであります。

歳出では、下水道事業費を減額をいたしております。

ご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

承認第 27 号 専決処分第 27 号の承認を求めることについて（平成 17 年度城里町一般会計補正予算第 1 号）

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第11、承認第27号 専決処分第27号の承認を求めることについて（平成17年度城里町一般会計補正予算第 1 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 承認第27号 専決処分第27号平成17年度城里町一般会計補正予算第 1 号の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ551万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ94億251万3,000円としたものであります。

歳入では、地方特例交付金及び繰入金を追加いたしております。

歳出では、教育費を追加したものであります。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議案第 35 号 城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第12、議案第35号 城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第35号 城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例についてであります。家族旅行村ふれあいの里、グリーン桂うぐいすの里及び山びこの郷の宿泊者に対して、ホールの湯及びふるさとセンターにおいても宿泊者料金で利用できるように改正をするものであります。

ご審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第36号 城里町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第13、議案第36号 城里町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第36号 城里町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例であります。国において、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部が改正され施行されたことに伴い、城里町においても非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員退職報償金の支給額を改正するものであります。

ご審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第37号 字の名称の変更について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第14、議案第37号 字の名称の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第37号 字の名称の変更についてであります。本年第1回議会定例会に請願が提出され、採択をされております。つきましては、「大字赤沢」を

「大字御前山」に変更するため、地方自治法第206条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

ご審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第38号 町道路線の認定について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第15、議案第38号 町道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第38号 町道路線の認定についてであります。七会地区の農道、さらに合併市町村幹線道路緊急整備支援事業の認定に伴い、桂地区の三つ埦線及び常北地区の池の内・片山線を町道認定するものであります。

ご審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第39号 戸籍事務電算化業務委託に伴う請負契約の締結について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第16、議案第39号 戸籍事務電算化業務委託に伴う請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第39号 戸籍事務電算化業務委託に伴う請負契約の締結についてであります。戸籍事務電算化業務を委託するため、城里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

ご審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第40号 平成17年度城里町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第17、議案第40号 平成17年度城里町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第40号 平成17年度城里町一般会計補正予算（第2号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,181万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ94億4,433万1,000円とするものであります。

歳入では、地方特例交付金、県支出金、財産収入、繰越金及び諸収入を追加するものです。

歳出では、議会費、総務費、民生費、土木費、消防費及び教育費を追加し、衛生費を減額するものであります。

ご審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第41号 平成17年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第18、議案第41号 平成17年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第41号 平成17年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。施設勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ179万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,575万3,000円とするものであります。

歳入では、繰越金を追加するものであります。

歳出では、総務費及び医業費を追加するものであります。

ご審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案書差し替え

○議長（関谷 誠君） ここでお諮りいたします。

ただいま町長より、日程第19、議案第42号 人権擁護委員の推薦について、議案書を差し替えたいとの申し出がありました。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） ご異議なしと認めます。よって、議案書を差し替えることに決定いたしました。

議会事務局長をして議案書を配付させます。

〔事務局 議案書を配付〕

議案第 4 2 号 人権擁護委員の推薦について

○議長（関谷 誠君） 日程第19、議案第42号 人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第42号 人権擁護委員候補者の推薦についてであります、このたび人権擁護委員の小林治壽さん、同じく加藤盛一さんが本年9月30日をもって任期満了となります。後任の人権擁護委員に加藤盛一さんと和田雅治さんを推薦したいので、議会の意見を賜るものであります。

加藤さんは、自由人権思想の啓蒙など積極的に職務に精励されており、再度推薦するものであります。さらに、和田さんにおいては現在、町体育協会長、保護司として活躍されております。両名とも最適任者と考えますので、ご推薦をお願いを申し上げます。

議案第 4 3 号 平成 1 6 年度常北町一般会計決算認定について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第20、議案第43号 平成16年度常北町一般会計決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第43号 平成16年度常北町一般会計決算認定についてであります、地方自治法第233条第2項及び同法施行令第5条の規定に基づき、合併前日までの平成16年度常北町一般会計決算を監査委員の意見をつけて認定に付するものであります。

ご審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（関谷 誠君） さらに傍聴人1名を許可いたしました。

議案第 4 4 号 平成 1 6 年度常北町国民健康保険特別会計決算認定について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第21、議案第44号 平成16年度常北町国民健康保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第44号 平成16年度常北町国民健康保険特別会計決算認定についてであります。地方自治法第233条第2項及び同法施行令第5条の規定に基づき、合併前日までの平成16年度常北町国民健康保険特別会計決算を監査委員の意見をつけて認定に付すものであります。

ご審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第45号 平成16年度常北町介護保険事業特別会計決算認定について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第22、議案第45号 平成16年度常北町介護保険事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第45号 平成16年度常北町介護保険事業特別会計決算認定についてであります。地方自治法第233条第2項及び同法施行令第5条の規定に基づき、合併前日までの平成16年度常北町介護保険事業特別会計決算を監査委員の意見をつけて認定に付すものであります。

ご審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第46号 平成16年度常北町老人保健特別会計決算認定について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第23、議案第46号 平成16年度常北町老人保健特別会計決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第46号 平成16年度常北町老人保健特別会計決算認定についてであります。地方自治法第233条第2項及び同法施行令第5条の規定に基づき、合併前日までの平成16年度常北町老人保健特別会計決算を監査委員の意見をつけて認定に付すものであります。

ご審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第47号 平成16年度常北町農業集落排水事業特別会計決算認定について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第24、議案第47号 平成16年度常北町農業集落排水事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第47号 平成16年度常北町農業集落排水事業特別会計決算認定についてであります。地方自治法第233条第2項及び同法施行令第5条の規定に基づき、合併前日までの平成16年度常北町農業集落排水事業特別会計決算を監査委員の意見をつけて認定に付すものであります。

ご審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第48号 平成16年度常北町下水道事業特別会計決算認定について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第25、議案第48号 平成16年度常北町下水道事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第48号 平成16年度常北町下水道事業特別会計決算認定についてであります。地方自治法第233条第2項及び同法施行令第5条の規定に基づき、合併前日までの平成16年度常北町下水道事業特別会計決算を監査委員の意見をつけて認定に付すものであります。

ご審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第49号 平成16年度常北町水道事業会計決算認定について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第26、議案第49号 平成16年度常北町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第49号 平成16年度常北町水道事業会計決算認定についてあります。地方公営企業法第30条第2項及び地方自治法施行令第5条の規定に基づき、合併前日までの平成16年度常北町水道事業会計決算を監査委員の意見をつけて認定に付す

るものであります。

ご審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第 5 0 号 平成 1 6 年度桂村一般会計決算認定について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第27、議案第50号 平成16年度桂村一般会計決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第50号 平成16年度桂村一般会計決算認定についてであります。地方自治法第233条第2項及び同法施行令第5条の規定に基づき、合併前日までの平成16年度桂村一般会計決算を監査委員の意見をつけて認定に付すものであります。

ご審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第 5 1 号 平成 1 6 年度桂村国民健康保険特別会計決算認定について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第28、議案第51号 平成16年度桂村国民健康保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第51号 平成16年度桂村国民健康保険特別会計決算認定についてあります。地方自治法第233条第2項及び同法施行令第5条の規定に基づき、合併前日までの平成16年度桂村国民健康保険特別会計決算を監査委員の意見をつけて認定に付すものであります。

ご審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第 5 2 号 平成 1 6 年度桂村国民健康保険診療所特別会計決算認定について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第29、議案第52号 平成16年度桂村国民健康保険診療所特別会計決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第52号 平成16年度桂村国民健康保険診療所特別会計決算認定についてであります。地方自治法第233条第2項及び同法施行令第5条の規定に基づき、合併前日までの平成16年度桂村国民健康保険診療所特別会計決算を監査委員の意見をつけて認定に付するものであります。

ご審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第53号 平成16年度桂村老人保健特別会計決算認定について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第30、議案第53号 平成16年度桂村老人保健特別会計決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第53号 平成16年度桂村老人保健特別会計決算認定についてであります。地方自治法第233条第2項及び同法施行令第5条の規定に基づき、合併前日までの平成16年度桂村老人保健特別会計決算を監査委員の意見をつけて認定に付するものであります。

ご審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第54号 平成16年度桂村農業集落排水事業特別会計決算認定について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第31、議案第54号 平成16年度桂村農業集落排水事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第54号 平成16年度桂村農業集落排水事業特別会計決算認定についてであります。地方自治法第233条第2項及び同法施行令第5条の規定に基づき、合併前日までの平成16年度桂村農業集落排水事業特別会計決算を監査委員の意見をつけて認定に付するものであります。

ご審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第55号 平成16年度桂村公共下水道事業特別会計決算認定について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第32、議案第55号 平成16年度桂村公共下水道事業特

別会計決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第55号 平成16年度桂村公共下水道事業特別会計決算認定についてであります。地方自治法第233条第2項及び同法施行令第5条の規定に基づき、合併前日までの平成16年度桂村公共下水道事業特別会計決算を監査委員の意見をつけて認定に付するものであります。

ご審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第56号 平成16年度桂村介護保険特別会計決算認定について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第33、議案第56号 平成16年度桂村介護保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第56号 平成16年度桂村介護保険特別会計決算認定についてであります。地方自治法第233条第2項及び同法施行令第5条の規定に基づき、合併前日までの平成16年度桂村介護保険特別会計決算を監査委員の意見をつけて認定に付するものであります。

ご審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第57号 平成16年度桂村水道事業会計決算認定について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第34、議案第57号 平成16年度桂村水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第57号 平成16年度桂村水道事業会計決算認定についてであります。地方公営企業法第30条第2項及び地方自治法施行令第5条の規定に基づき、合併前日までの平成16年度桂村水道事業会計決算を監査委員の意見をつけて認定に付するものであります。

ご審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第 5 8 号 平成 1 6 年度七会村一般会計決算認定について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第35、議案第58号 平成16年度七会村一般会計決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第58号 平成16年度七会村一般会計決算認定についてであります。地方自治法第233条第2項及び同法施行令第5条の規定に基づき、合併前日までの平成16年度七会村一般会計決算を監査委員の意見をつけて認定に付するものであります。

ご審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第 5 9 号 平成 1 6 年度七会村国民健康保険特別会計決算認定について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第36、議案第59号 平成16年度七会村国民健康保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第59号 平成16年度七会村国民健康保険特別会計決算認定についてあります。地方自治法第233条第2項及び同法施行令第5条の規定に基づき、合併前日までの平成16年度七会村国民健康保険特別会計決算を監査委員の意見をつけて認定に付するものであります。

ご審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第 6 0 号 平成 1 6 年度七会村老人保健特別会計決算認定について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第37、議案第60号 平成16年度七会村老人保健特別会計決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第60号 平成16年度七会村老人保健特別会計決算認定についてあります。地方自治法第233条第2項及び同法施行令第5条の規定に基づき、合併

前日までの平成16年度七会村老人保健特別会計決算を監査委員の意見をつけて認定に付するものであります。

ご審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第 6 1 号 平成 1 6 年度七会村簡易水道事業特別会計決算認定について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第38、議案第61号 平成16年度七会村簡易水道事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第61号 平成16年度七会村簡易水道事業特別会計決算認定についてであります。地方自治法第233条第2項及び同法施行令第5条の規定に基づき、合併前日までの平成16年度七会村簡易水道事業特別会計決算を監査委員の意見をつけて認定に付するものであります。

ご審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第 6 2 号 平成 1 6 年度七会村介護保険特別会計決算認定について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第39、議案第62号 平成16年度七会村介護保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第62号 平成16年度七会村介護保険特別会計決算認定についてであります。地方自治法第233条第2項及び同法施行令第5条の規定に基づき、合併前日までの平成16年度七会村介護保険特別会計決算を監査委員の意見をつけて認定に付するものであります。

ご審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第 6 3 号 平成 1 6 年度七会村物産センター特別会計決算認定について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第40、議案第63号 平成16年度七会村物産センター特別会計決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第63号 平成16年度七会村物産センター特別会計決算認定についてであります。地方自治法第233条第2項及び同法施行令第5条の規定に基づき、合併前日までの平成16年度七会村物産センター特別会計決算を監査委員の意見をつけて認定に付するものであります。

ご審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

監査委員決算審査意見報告

○議長（関谷 誠君） ここで、代表監査委員より、決算審査の意見を求めます。
監査委員。

〔代表監査委員一木邦彦君登壇〕

○代表監査委員（一木邦彦君） 監査委員を代表いたしまして、平成16年度合併前の旧町村会計の打ち切り決算につきまして、審査意見をご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項、同法第241条第5項及び同法施行令第5条並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された合併前の平成16年度常北町、桂村、七会村のそれぞれの会計並びに水道事業会計、同基金運用状況書、その他政令で定める書類を審査した結果、計数的に正確であり、事務事業も計画どおり執行されており、基金についても適法に運用されていることを確認いたしました。

なお、合併に伴う年度中途の打ち切り決算であり、多額の収入未済額及び不用額が発生していることについては、いたし方ないものと考えております。

次に、今日の地方財政の厳しい中、自主財源の確保に向けて努力されていると思われるが、町税、住宅使用料、水道使用料及び保険税等の滞納が多額に上っております。これらの解消に向けて全庁挙げて努力し、法的措置も検討するなど考慮されたいと思います。

さらに、平成17年2月1日に新生城里町が誕生いたしましたが、厳しい地方財政環境の中にあっても、英知を絞り、創意と工夫によって住民サービスの維持向上、住民が満足できる新町づくり、地方分権時代にふさわしいまちづくり、合併してよかったと言える新町実現のために尽力されることを希望いたします。

以上が平成16年度常北町、桂村及び七会村各会計の打ち切り決算に対する審査意見であります。新生城里町においても、町勢進展のためになお一層の努力をお願いします。

なお、詳細につきましては、別紙審査意見書をご参照くださるようお願いいたします。

議案第64号 平成16年度大宮地方広域組合一般会計決算認定について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第41、議案第64号 平成16年度大宮地方広域組合一般会計決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第64号 平成16年度大宮地方広域組合一般会計決算認定であります。平成17年3月31日をもって解散したことに伴う平成16年度大宮地方広域組合一般会計決算について、地方自治法第293条及び同法施行令第5条の規定を準用し、旧組合の管理者が決算を行い、構成団体の監査委員の監査に付し、意見をつけて議会の認定に付すものであります。

ご審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

日程変更

○議長（関谷 誠君） ここでお諮りいたします。

議事日程の一部を変更し、日程第19、議案第42号 人権擁護委員の推薦についてを先議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） ご異議なしと認めます。よって、議案第42号を先議することに決定いたしました。

採 決

○議長（関谷 誠君） これより、議案第42号 人権擁護委員の推薦についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

陳情第3号 「米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」
陳情書

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第43、陳情第3号「米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」陳情書の取り扱いについてを、議会運営委員長より

ご意見を賜りたいと思います。

42番議会運営委員長。

〔議会運営委員長阿久津堅次君登壇〕

○議会運営委員長（阿久津堅次君） 陳情第3号「米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」陳情書の取り扱いについて、去る6月7日に開催いたしました議会運営委員会において、陳情第3号の取り扱いについて協議いたしましたので、意見を述べさせていただきます。

陳情第3号について、慎重に審査する必要があると存じます。よって、所管委員会であります教育経済常任委員会へ付託することに決定いたしました。

議員各位におかれましては、議会運営委員会の決定どおりご賛同くださるよう、ここにご提案申し上げます。

議長においてお諮り願います。

○議長（関谷 誠君） ここでお諮りいたします。

ただいま議会運営委員長のご発言どおり、陳情第3号については所管の教育経済常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） ご異議なしと認めます。

陳情第3号については、教育経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

一般質問

○議長（関谷 誠君） これより一般質問に入ります。

通告第1号、21番三村由利子君の発言を許可いたします。

21番三村君。

〔21番三村由利子君登壇〕

○21番（三村由利子君） 質問に入る前に一言申し上げます。

今定例会より出席されております助役岩間氏、収入役富田氏、教育長三村氏、そして代表監査委員一木氏の4名におかれましては、これまでの数々の経験を生かされまして、行政運営に積極的に活躍されることを衷心より切望いたします。よろしくお願いいたします。

それから、この議場、今、冷房入っていますか。

〔「入っています」と呼ぶ者あり〕

○21番（三村由利子君） 入っている。そうですか。私がこれから質問する経費節減の点において、室温が何度かときに冷房を入れるか、朝から冷房入れる必要があるのかどうか、その辺をお伺いします。

それでは、通告によりまず一般質問に入らせていただきます。

まず最初は、広報しろさと放送についてであります。

合併直後の新しいまちづくりがスタートしたことで、町民の皆さんが町の動きに関心を持って注視しております。町民の知る権利と町政への理解を深めるために、広報しろさと放送を有効に活用できないものかを伺います。

過去の放送状況を見ていると、終日何も放送されない日や、数日放送が途絶えているときがあります。防災無線との兼ね合い、放送規程等いろいろあると思いますが、新生城里町の開かれた行政の一環として、放送を通して広く町民に情報の伝達を図ってみてはいかがでしょうか。

その放送内容として、当日の事業、行事の案内、担当課からの報告、町長の動きなどを、放送を日常的に活用することです。そのことは、さらに町民との一体感を図ることにともなうと考えます。広報しろさと放送の活用について、町長の所見を伺います。

2番目の質問であります。ウォーキング道路の防犯灯の整備についての質問であります。

ウォーキングは、手軽さはもちろんのこと、さまざまな効果がある運動で、健康づくりの一環としては、全国的にウォーキングが浸透していると言われております。

当時の総理府の調査で、今一番してみたいスポーツの第1にウォーキングがランクされ、今や3人に1人がウォーキングを実践中であるという調査報告があります。本町においても例外ではなく、老若男女問わずウォーキングが実践されておりまして、足腰を鍛え、心肺機能を鍛え、体内脂肪を燃やす働きは、成人病予防、健康づくりに大きな効用があり、医療保険の増大や介護の予防対策の一つとして、推進できる運動であると思います。

しかし、ウォーキングを実践している人たちから、道路の照明が暗く、不安や恐怖を感じる人が多いと、話を聞かされます。各地域で安心・安全なウォーキングが実践でき、ひいては町民の健康づくりの一翼を担うウォーキング道路の整備検討について、町長の考えをお聞かせください。

次に、経費の節減についての問題であります。

町の財政は、税収不足や構造的な歳出の増大などで、これまでにない厳しい財政運営を強いられております。町村においては、一般会計予算の経常的支出は75%ぐらいにとどめることが望ましいと言われていた中で、本町の合併初年度の経常的支出は78%を上回っており、財政の弾力性は硬直化の兆しがあります。

政策的経費を確保することが難しい状況に陥っております。このことは、新規の住民サービスの増大が不可能な状況であることがわかります。

合併は財政基盤の強化につながると言われてきましたが、町が大きくなったことによるスケールメリットが働き、行政コストが安くなると言われていたましたが、厳しい財政の現実と直面すると、合併により希望を夢見た思いが、今は閉塞感さえ感じるのは私だけなの

でしょうか。

財政の健全性を回復するためには、歳出の抑制を図ることが肝心であります。特に人件費が突出して大きな比重を占めているため、財政構造に大きな影響力を示していると思われる。

個別の支出で次に多いのは、公債費、借入金の元利償還費であります。健全財政回復のポイントは、この2つをいかに抑制するかにかかっていると言われます。もちろん、抑制のみがベストではなく、職員も借金もふやさないで、いかに多くの住民サービスを図るかという考え方や努力が大切であるということになります。

これまで、町の財政計画は5年先を見通して組まれていると、執行部サイドの答弁でありましたが、ここに来て危機的状況にあることを踏まえて、財政の再建に総力を挙げなければならないときと考えます。

茨城県においても、財政再建プランとして職員定数の削減や給与カット、事務事業の見直し、手数料や使用料の値上げ、県債の発行等で財源の確保をしているようですが、むだな歳出や効果の薄い事業を排除する勇気ある見直しが必要かと考えます。費用対効果の観点から見て、採算のとれない事業、維持管理費がかさんでいる事業の見直し、整理、合理化を図る改革が必要な時期ではないでしょうか。

民間企業と比較し、行政のむだ、行政改革を積極的に推し進めることが大事であります。黙っていても税金は入ってくる、どうにかなるよといった意識は捨てて、危機意識を全庁一斉に浸透させなければならない時期だと考えます。

財政再建に万が一失敗すると、町は国の管理下に陥り、当事者能力を失うことや、全職員の昇給は先延ばしされ、職員の定数削減、調整手当等は段階的に削減され、起債にも制限が下されることになるそうですが、この財政難にこそ、今までなかなかできなかった組織の見直し、事業の見直し等が、この機会にこそできるのかもしれないという思いがあります。そういうことから、財政再建に積極果敢に取り組んで、失望から希望を呼び戻さなければならないと考えます。

平成17年度の施政方針でも歳出の抑制を推進する旨の表明がありましたが、町長におかれては、歳出抑制の対策はどのような努力がされているのでしょうかお伺いいたしまして、1回目の質問を終わります。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 21番三村議員さんからの一般質問であります。第1点目は広報しろさと放送についてということでございます。

「広報しろさと」につきましては、毎月発行いたしておりますが、そういう中で、やはり町民の知る権利といいますか、町民にお知らせをするものを入れながら周知を図っていききたいと。

また、広報放送ですね、これにつきましては、やはり一つの枠といたしますか、そういうのもあります。そういう中で、できるだけお知らせをしていくと。例えば、本日の議会等につきましても、昨晚の7時、それからけさの7時、議会が開催されると、そういう放送もしておりますが、そういうものを生かしながら使っていきたいと、そういうふうに考えております。

設立当初、防災行政無線として導入をされたという経緯がございます。その運用につきましては、電波法及び関係法規に定めるほか、城里町防災行政無線の局管理運用規程等によってそれらの事務を進めておるところであります。

その無線局の運用方法につきましては、城里町の無線局運用細則によりまして、放送事項としましては災害に関する情報及び警告、人命その他特に緊急・重要な事項、町政の普及啓発及び行政上の周知連絡事項、チャイムによる時刻の通知、その他町長が必要と認める周知連絡事項と、そういうことがあります。ご質問にありましたような当日の事業の案内、担当課からの報告、そういうことにつきましては――町長の動静ということもありますが、これはちょっと放送にはなじまないというふうに私は思っております。

日常業務にかかわる事項については、公共の電波を利用するのは無理があるところもあります。運用規程の趣旨に沿ったような形で、できるだけ広く町民の方々にお知らせなり広報なりできるような手だてをしていきたいと、そういうふうに考えております。

また、私の動静等につきましては、町長公室、そういうものに問い合わせただければ、ほとんどの行事予定、そういうものは各庁内の職員は全部見られるようになっておりますので、その辺で問い合わせをいただければ大変ありがたいと、そういうふうに思っております。

次に、ウォーキング道路の防犯灯整備ということですが、確かに健康づくり、今、ウォーキングといたしますか、自分の健康を自分で重視していくと、そういうことで非常に大切な運動であると私も認識をしております。そういう中で、防犯灯の設置が、暗いところがあるのでできないかというご質問でございますが、防犯灯の設置につきましては、地域住民の要望によって区長を通じて要望書が提出をされ、現地を調査した上で防犯灯を設置していると、そういうことは事実でございます。

特に、小・中学生の通学路及び住宅地等における薄暮時や夜間における交通の安全、犯罪防止を目的に設置をしておるということで進めておるところであります。健康を目的としたウォーキング、そういう方が多くなってきておるということは事実であります。街路を照らす、それから危険をなくすと、障害物の確認や犯罪防止の上で非常に重要なことと私も認識はいたしております。

ウォーキングについては、個人個人によって歩くコースも違うということもありますし、そういう中で、通学道路や生活道路の防犯灯、そういうものと相まって一緒に考えていきたいと、そういうことでございますので、どうかご理解をいただきたいと思います。思っております。

それから、経費の節減ということであります。

確かに議員おっしゃるとおり、非常に財政危機にはなっておりますが、そういう中で、やはり金がなければならぬに、知恵を絞りながら町政を進めていくということが私は大事だと思っております。そういう中で、やはり構造的には負債、今までの起債が一般会計で140億円ぐらいございますが、そういうこと。それから、その返済金、それから先ほどおっしゃられました人件費の問題、非常に町税でもって人件費が賄えない、そういうような状況にあることも事実であります。そういうことで、できるだけ経費を節減して、今回の予算等も編成してまいったわけであります。

このような状況の中で、本年度予算編成につきましては、経費の歳出抑制のため、人件費等については、三役、教育長の給料の5%カットと、それから全職員の期末手当の0.2%の減額、そういうことで人件費等の抑制を図っておるわけであります。なお人員削減、そういうものについても長い目で見ながらやっていかなければならない、そういうことを考えておるわけであります。また、そういう中で、食糧費の原則廃止とか、事務服・作業服の支給を当分取りやめるとか、あとは消耗品の一括購入、そういうことを通じながら歳出経費の削減に当たっておるわけであります。

確かに、議員おっしゃるとおり、この合併を機会にしていろんなこと、構造的にでき上がっておるものを改革していかなければならないということは事実であります。今後も、予算編成に当たっては、行財政改革を推進するというような観点に立って、町民が何を求めているか、そういうものを探りながら、重点的に施策を立てながら総合的に計画を推進してまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、事業それから行事、そういうものについてはスクラップ・アンド・ビルド、そういうものを徹底しながら歳出抑制ばかりじゃなくて、前にあったもの、そのかわりに別なものを立ち上げるとか、今まで残っていたいいものは残していくと、そういう中でなお一層財政の削減に努めてまいりたいと考えております。どうか、ご理解をいただきたいと思います。

先ほどの中で、職員の期末手当につきましては0.2カ月分の減でございますので、ご訂正を願いたいと思います。

○議長（関谷 誠君） 21番三村君。

〔21番三村由利子君登壇〕

○21番（三村由利子君） ありがとうございます。

2回目の質問でございますが、広報しろさと放送、広報紙の発行は、私も毎回熟読しておりますので承知しておりますが、今回はこの放送に限っての質問であります。

放送はこういうものだという固定観念から脱却しまして、私はやはり積極的に行政の連絡事項は、放送を通してできるのではないかという思いでこの提案をさせていただいたわけですが、防災無線との兼ね合いですね、災害時の放送ということではあります、実際今、

行政の内容を放送しておりますから、行政の連絡事項ができないということではありませんので、やはり町民の皆様に、できるだけ具体的に日々で放送をして、我々、皆さんが毎日こうしているんだということにも放送を通して訴える、周知する、伝達するという意味で、ぜひとも放送を充実をさせていただきたいと思います。

次に、ウォーキング道路、このウォーキングの必要性も、町長は十分に必要性は認識しておられるという答弁をいただきましたから、防犯を兼ねて、今まで区長を通して防犯灯は設置はされてきたという経緯は承知しておりますが、町長の答弁の中で、個人個人で歩くコースが違うというふうなお話がありましたけれども、つまり今は決まったヘルスロードというのがないわけですね。これから本当に町が町民の健康を考えるならば、ヘルスロードというものを、この地域にはこの区間をヘルスロードにしようというふうにして、その地域の人たちはそこでウォーキングができるような、そういうヘルスロードの設定ですね。つまり、既存の道路で、非常に交通量の少ないウォーキングに適したような道路を選定しまして、その部分をウォーキング道路に指定しまして、そこに安全対策を設けると、そういうヘルスロードの設定というもの、新しく道路を改良してつくるということではなくて、既存の道路をヘルスロードにつくるという、そういう意味も兼ねて整備を進めていただければと思っております。

それから、一番のきょうのメーンは経費の節減でございます。私は女性で、主婦の立場で、この経費の節減には大変厳しい視点で、私は日ごろから考えております。先ほどの冷房もそうです。本当にこの冷房の経費も、すべて町民の税金で賄われるという、そのことを皆さんはしっかりと自覚してほしいと思うんですよ。朝から冷房を入れていらっしゃる方が、町民の皆さんどこにいらっしゃるか。そういうことも、私は考えていただきたいと思うわけであります。

それで、義務的経費ですね。経費をいかに少なく抑えて、そして住民サービスのできる投資的経費にいかに多く注ぎ込むかということに努力が集約されなければならないのが行政の使命でございますけれども、その住民サービスにする投資的経費ですね、これが非常に削減されてしまっております。普通20%か30%一般会計のですね、そこを20ないし30%が当てはめられるというのが理想だそうですけれども、本町の今回の投資的経費は10%に満たない、8.1%なんですよ。これで住民が満足できるサービスができるかということの、私はここに物差しを置いていただきたいと思うんです。

その原因は何かというと、やはり最大のネックは人件費です。そしてあと、公債費率が高いということでもあります。公債費率は、公表されている中では16.6%というふうにされておりますけれども、やはりこれは10%前後にとどめるのが安全圏だというふうに言われておりますけれども、この16.6%の公債費率、これは返済額は140億円ぐらいにもなりますか、返済額はどのぐらいで、新規借入れはどのぐらいなのかということもお尋ねをいたします。そして、今後、起債の予定はどのぐらいあるのか、その辺もあわせて答弁をい

ただきたいと思うわけであります。

それから、人件費の中で、やはり一番問題なのは給料と賃金の中で、特に議員は今、合併特例法を使いまして、2年後には42人から18人に削減すると、大胆な削減数を打ち出しておりますが、職員数276名、これがいつまでに——今、町長が答弁されました長期にわたってということではありますが、やはり何年間のうちにどれだけ合理化を図ると、合理的水準に持っていくかという、そういう目標を立てるべきではないかと思うんですね。

職員の手当にはいろいろあると思いますが、私が不勉強でわからないんですが、勤勉手当、これがざっと1億3,000万円ですか、勤勉手当というものが含まれておりますけれども、この勤勉手当という支給基準、これはどういうものなのかをお尋ねいたします。

それから特殊勤務手当、これが存在するとしましたらば、それはどういう内容のものなのかを、それもあわせてお伺いいたします。

それから、人件費の中に退職金が含まれておりますね。この退職金制度というのは全国的にそういうふうになっているんだと思いますが、これは一過性のものではなくて、役場がそこで行政を運営している限り、ずうっと長期的に退職金手当の問題は続くわけでありましてけれども、長期的な経費を義務的経費に予算化されるということが、この辺が問題ではないかなと、人件費が大幅に膨らむ原因ではないかなと思うんですが、本年平成17年度の退職金、約1億7,000万円くらいですか。平成17年度の退職予定者は何人くらいいるのか、そして来年は何人くらい見込みで、試算としてどのくらい組んでおられるのかという、この退職金の問題をお伺いしたいと思います。

退職金は、職員の皆さんが定年を迎えた老後の生活保障でありますから、これは絶対的なものであることは承知しておりますけれども、これを一時金として支払うということを改正して、分割で払うという方法に、いろんな法改正も含まれるかもしれませんが、そういうことを考慮しますと、この人件費の問題も多少は数字がダウンするのかなというふうに思いますけれども、そういう人件費、中でも退職金ですね、それから手当、この辺ももう一度具体的にお話をお伺いしたいと思います。

それから、いろんな事務事業の見直しをしますという、先ほど答弁がございましたけれども、例えばこの前、何日もたたないんですが、常陽銀行が過去最高の利益を上げたという報道がありました。常陽銀行は、これまで多額の不良債権を抱えていて、いろいろ問題があったようでございますけれども、平成16年度が過去最高の利益を上げたという報道がありました。その要因として何が挙げられたかといいますと、その要因の一つとして、店舗数を削減して経費の節減に当たったと、そういうことが報道されておりましたですね。

ですから、採算のとれないそういう事業の見直しというのは、やはりここで勇気を持つてする必要があるのかなと思います。やはり、昔からやってきた事業に対しては、しがらみやいろいろ権益を、利害関係がそこに絡みますから、その事業を見直すことに対して非常な抵抗やあつれきはあると思いますが、それを勇気を持って取り組むことが、ひいては

全町民に対する福祉サービスにつながるということに考えれば、私は採算のとれない事業はここで大胆に見直しをする必要があるのではなかろうかという思いであります。

2回目、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 第1点目の放送の件であります、議員ご質問のとおり、努めには固定観念がありまして、続きからこうやっていて、こういうことはそれで。これだからできないということではなくて、こうすればできるというような発想にできるだけ変えていくような方向で、法を犯すとか、そういうことがないようにしながら、そういうことでよく発想を変えていくということで職員にも周知徹底をするようにしていきたいと思っています。

それから、ウォーキングコースの話なんです、ヘルスロードといいますか、ウォーキングコースはどうかと。ハイキング的なヘルスロード、そういうものはあるやに聞いておりますが、これは昼間のウォーキングコースでありますから、夜間どうするかというような問題で、これは十分に検討させていただきたいと思っております。

続きまして、財政問題であります、実は役場の職員等につきましても、室内28度、それからノーネクタイ、軽装でということを6月20日、従前7月1日という話をしていたんですが、6月20日から実施をして、できるだけ見苦しくないような服装で、冷房を強くしなくても耐え得られるようなそういう服装で仕事に従事したい。そういうことで今進めておるところであります。

それから、起債の返済額、公債費の返済額であります、平成17年度の公債費は15億6,240万円ほどの返済額を計上いたしております。

また、職員数等につきましても、現在270数名ありますが、適正規模は二百二、三十人であろうというようなことで、現在、内部でもそれに向かってどうしていくかということで検討を進めておるところであります。そういう中で、定年退職は、来年春は数的には60歳に到達する者は1名であります、そういう順序を待っていたのではなかなかというようなこともありますので、勧奨といいますか――を申し入れ希望、勧奨者を募るということで現在、事務的に作業を進めておるところであります。そういう中で、適正な職員配置ができるように、できるだけ努力してまいりたいと考えております。

それから、退職金の問題であります、予算計上上の退職組合負担金というものは、いわゆる会社でいえば事業主負担の部分であります。そういう中で、役場の職員も町が負担する分、それから本人が負担する、両方合わせて、県で退職組合というものをつくって、県下全体で構成しておるわけですが、それは予算上には退職金そのものは入っておりません。個人の受け取るものでありますから、それは個人の積立金、それから事業主負担金と合わせて退職組合の方から支給されるというのが制度でありますので、予算的にはその支

給部分については計上はされておられません。そういうことでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから勤勉手当、それから特殊勤務手当、そういう内容につきましては総務課長の方からお答え申し上げたいと思います。

いずれにいたしましても、町全体のいろんな事業、そういうものにつきましては採算性、それから必要性、それからどうしても公的な部分で担っていかなきゃならない分、そういうものもあると思いますので、そういうことも考えながら、総体的に検討してまいりたいと思っております。何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（関谷 誠君） 総務課長。

〔総務課長森島哲男君登壇〕

○総務課長（森島哲男君） それでは、三村議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、特殊勤務手当ということで今、城里町では現在、診療所の職員のみ特殊勤務手当を支払っております。この中では、往診手当、手術手当、危険手当、医師の研究手当と、4つの項目の手当がございます。

それから、勤勉手当なんですけれども、これはボーナスの一部でありまして、現在、合わせて2カ月ということで本年度17年度は予算計上してございますけれども、この勤勉手当につきましては、療養休暇、育児休業、それから介護休暇等いろんな休暇がございますけれども、これらの休んだ分について、勤務日数によって勤勉手当の率が変わるということでございます。勤勉手当と期末手当を合わせてボーナスというような考えでお願いしたいと思います。

○議長（関谷 誠君） 今後の起債予定は。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 今後の起債予定ということでありますが、17年度は予算に計上されておるとおりであります。しかし、18年度については、国の財政、税源移譲とか補助金、そういうものがまだ確定をしておりません。そういう中で、やはりいずれにしても起債は、適債といえますか、いい借金はしていかなければならないと思っています。起債を全然しないでやるというような運営は。それと、起債をしてその分交付税で返ってくるという起債もあります。それぞれの目的に合った起債、過剰なる借金はできませんが、適債といえますか、必要な部分については、私は将来にわたっても起債はしていかなきゃいけない。

それは、起債そのものの考え方にすれば、一時そのときにあり金で物をつくるとか物を建てるとか、それではその場にいたその人だけが負担していく。やはり、子々孫々、将来にわたってそれぞれ世代間で分担をして、起債をしていかなければならないというものもあると思いますので、その場でなくなっちゃうと、そういうものについては起債は私はできないと思いますが、20年、30年、長い年月をかけてそれぞれの世代で負担していくと

いう考えに立って、起債はやっていくべきだと思っておりますが、できるだけ借金はやらないようにしていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（関谷 誠君） 21番三村君。

〔 2 1 番三村由利子君登壇 〕

○ 2 1 番（三村由利子君） ありがとうございます。

最後の質問であります。しろさと放送、これについては固定概念を捨てて、放送の改革に努めていただけるという前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございます。

それから、ウォーキング道路の問題、これも検討していただけるということですので、よろしくお願いを申し上げます。

それから経費節減、これはまだまだ、本当に全職員にこの意識が浸透しているのかということにはなはなだ疑問な部分があります。それには、やはりいろんな消耗品やら光熱電気、それから冷房、この前もある施設に行きましたら、もう寒いほど冷房が入っていました。これは、やはりそこの利用者に任せるのではなくて、管理者として、何度以上のときは冷房というふうな、そういう規定といいますか、ある程度の基準を設けなければ、利用者任せではいけないと思うんですね。やはり、管理者はその辺まで徹底していただきたいと思うんです。

節減をするその具体例でありますけれども、いろんな細かい専門紙などを読みますと、役場の機能が分散化し過ぎている。例えば、本庁舎以外に分庁舎、それから第二庁舎、いろんな施設に役場機能が分散していますね。このことは、町民の皆さんの利便性を考えた上でも、非常にどこへ行ったらいいかわからないという、そういう意見もありますね。そういういろんな施設に機能を分散化することによって、やはりいろんな経費がそこにかさんでくるということも、基本的にその辺を考えていただきたいと思うんです。この本庁舎に集合できれば、やはりできるものは、一極集中じゃありませんけれども、そういう方向に図って、節減ということの計画を立てまして、できるだけ分散化を減らすということも経費の節減につながるということになります。

先ほどから言っています暖房・冷房、これもですね、やはり自治体によっては大型の冷房や暖房を使わないで、機械を小型化すると、そういうことにおいても燃料費の節減に努めている。あるいは蛍光灯ですね、2本ずつついていきます。この前も、6日の日に私も庁舎を調べてみましたけれども、昼間午後3時でも、非常に天気のいいときでもこの2本ずつの蛍光灯が一斉についております。これを2本を1本に減らすということに、そういうことで電力を節減するという、具体的な自治体の報告も聞いております。

それから公用車、これは先日、公用車の保有台数の調書が提示がありましたですけれども、3月の定例会のときに説明があったのと台数が非常にといいますか、異っておりますね。それで、この辺はどういうふうなのか。公用車の廃車業務委託に予算として40万円を

予算化しているけれども、公売した売却額に対して、非常に業務委託料がかさんでいるという、この辺も私は考えるべきでないかなと思うんです。公売するという、廃車をするというのはいいんですが、新規にまた公用車を買入れると、購入するということは、これはないというふうに理解してよろしいですね。きのうも報道がありましたけれども、自治体では新車は買わない、中古車を公用車に買うというような報道が、きのう聞いたばかりでございます。

それから、問題はバスですね。庁内にバスは今6台ぐらいありますか、公用バスは。これは、運転手さんは1人ぐらいしかいませんよね、たしか私の記憶する限りでは。このバスを何台も抱えていて、しかも運転手さんが1人しかいない。この稼働率などから考え、そしてそのバスの年間維持費等を考えたら、やはりこの辺も考えるべきではないかなと思います。

それから、消耗品ですね。やはり、いろんな消耗品の節約をしていると言いますけれども、まだまだその意識は、私はぬるいような気がいたします。我々議会に対しても、封書や角封筒で配られてきますけれども、毎回毎回新しいものを使って配られますけれども、私はいっぱい重ねて、破棄しないで保存しております。それを今度戻して、再利用させてもらうとか、日立市の方の役場窓口には封筒は再生の封筒を置いてあるそうですね。それを町民の皆さんに証明書を発行したときなどにはその再生封筒を使っていただくと、そういうふうな小さな本当に節約ですけども、そういうところも考えようによってはできるということですから、節約を、とにかく節約、節約というふうなことを職員の皆さんが徹底しない限りは、節減は望めないのではないかなと思います。

まだまだ職員の皆さんがこの財政難を、幹部の皆さんはこれは当然理解されていると思いますが、非常に財政が逼迫しているという状況で、いかに経費を抑えて、その分町民の皆さんにあてがうかということに皆さんが徹底されているかというところに、まだまだ私は疑問を感じるわけでありますので、どうぞ全庁挙げて経費の節減、それから住民サービスに鋭意努力されることを希望いたしております。

それから、採算のとれない事業、これは絶対見直すべきです。そこにかさんでいる経費、それを中止することによってですね、その勇気が2万3,000人の町民を救う、161平方キロメートルの城里町を守るという結果になりますので、やはり今この時期に、背に腹はかえられないという思いで、自信と責任を持ってこの事業の見直しをしていっていただきたいと、切に希望いたします。

以上で全質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（関谷 誠君） ここで、午後1時まで休憩をいたします。

午後 零時04分休憩

午後 1時02分開議

○議長（関谷 誠君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 先ほど三村議員さんから、経費節減ということで消耗品や電灯、公用車、そういうものを含めていろいろ検討していくべきだというご提言もありましたので、そういうことを十二分に踏まえながら努めてまいりたいと思います。

○議長（関谷 誠君） 以上で、21番三村由利子君の一般質問を終結いたします。
次に、通告第2号、3番阿久津則男君の発言を許可いたします。
3番阿久津君。

〔3番阿久津則男君登壇〕

○3番（阿久津則男君） それでは、早速質問に入らせていただきます。

小学校の統合についてということで、3月の定例会で小松崎議員さんが質問いたしましたが、教育長がかわりましたので、改めてお伺いしたいと思います。

日本全国、少子化現象が続く中、我が城里町におかれましても同様に少子化が続いております。4月に配られました城里町の次世代育成支援計画行動計画を見ますと、平成17年から21年にかけて、5年間でゼロ歳から14歳の年少人口は406人減少すると予想しております。最近発表された出生率1.28人を見ますと、今後5年間ではもっと減少するのではないかと心配しております。

現在、城里町内小学校10校中、6校が80人以下の生徒数であり、古内小に限っては36名で、2年生がゼロ人であります。今後、子供が減少するということがわかっている以上、小学校の統合は現実的に考えなければならない時期に来ているのではないのでしょうか。また、理想としては何校くらいなのか、お伺いしたいと思います。町長と教育長にお願いいたします。

次に、路面凍結道路の対策についてということで、最近とありますが、ここ1年くらい、県道の危険な場所で樹脂系滑りどめ舗装がしてあります。例えば、サザンヤードゴルフ場の前や橋の前後に黄色の横断歩道のような滑りどめ舗装があります。あれを滑りどめ舗装というらしいんですが、この滑りどめ舗装を凍結で危険な場所の町道にもできないものか、お伺いしたいと思います。

また、樹脂系滑りどめ舗装の単価はどのくらいするものなのか。また、メリット、そしてデメリットについても、わかる範囲でお伺いしたいと思います。

以上2点、よろしくお願いいたします。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 3番阿久津則男議員さんのご質問でございますが、一つは小学校の統合の問題、一つは路面の凍結道路の対策についてということであります。

し、平成20年度までの学校の様子を見通したときに、複式学級になってしまいそうな学校も心配されているわけです。そのような観点から、学校の統合は避けて通れない大きな課題として、私としては認識しております。しかし、町長の方からも話がありましたように、総論では賛成だ、しかし各論になると反対であるという、統合問題のかつて繰り返されてきた事実もあるかというふうに思うわけです。

今後、行政が教育委員会主導ということではなくて、教育にかかわっている各種団体等にも働きかけて、地域からの盛り上がりの中でこの問題について対応していきたいというふうに考えております。また、その間に、今までに学校統合をなし遂げてきた大子町、それから旧山方町、旧御前山村等についての事情についても十分検討してまいります。それを参考にしていきたいというふうに考えているところです。

なお、ご指摘いただきました何校ぐらいが適当かということですがけれども、これについては、地域の特性もあることですし、歴史的な背景も多く考えられますので、一概に申し上げられないことをお許しいただきたいというふうに考えています。

終わります。

○議長（関谷 誠君） 3 番阿久津則男君。

〔 3 番阿久津則男君登壇 〕

○ 3 番（阿久津則男君） 町長は、3月の議会で「学校は地域のシンボルである」と述べております。私も、そのとおりであると思っています。しかし、古内小の36名というところまで来ると、シンボルとも言っていないのではないのでしょうか。

また、町長は、5月24日の茨城新聞「城里町特集」では、「競争力をつけさせるためにも児童数のアンバランスさを解消しなければならない」と述べております。これは、イコール統合という意味ではないのでしょうか。それとも、何か別な方法があるのか、お聞きしたいと思います。

また、何校というのは無理かもしれませんが、石塚小学校は別といたしまして、1学年何人ぐらいが理想であるか、答えられる範囲でお願いしたいと思います。これは町長のみで結構です。

また、教育長の答弁で、前向きに考えているということですので、ぜひお願いしたいと思います。

あと、滑りどめ舗装道路に関してですが、メリット・デメリット、確かにデメリットとしてはお金が高い、あるいは騒音がうるさいということは当然だと思います。ただ、町長は、やはり同じく5月24日の「城里町特集」の新聞で、「合併特例債を活用し、基幹道路の整備を急ぎたい」と述べております。危険な道路を直すことは当然なことであると思います。笠間から大宮に向かっておりますピーフライン、冬の道路としての印象を町長にお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 最初の学校の問題ですが、アンバランス解消、私、2つか3つの方法があると思うんですね。それは、最初にお話が出た統合の問題もあります。それから、学区制をなくすというようなこともあるでしょうし、また完全撤廃ではなくて、グレーゾーンをつくって、どっちへでも行けるような学区制が——これ取り入れられるかどうか、それはわからないんですが、いろんな手法があるというのは事実かと思います。そういう中で、やはり城里町の中でもアンバランスをなくしていくと、そういうことが私は大事なのかなと思っております。

学年数の人数何人ぐらい、私も教育うといものですから、その辺はちょっとわかりませんが、いずれにしても、20人ぐらいはいないと野球やバレーができないというようなことになると思いますので、まあその辺かなというような考えは持っております。

それから、特例債の問題ですが、特例債についてはそれぞれ計画の中には織り込んでおりますが、ピーフラインの印象といいますと、やはり私も笠間の方に行くときは通ります。交通量が少ないというような、町から来た人はそういうふうな感じを持つのではないかなと思いますが、いずれにしても山坂がというか、坂が多いと。それから、雪が降れば大変だなと、そういう感じは持っております。

以上でございます。

○議長（関谷 誠君） 3番阿久津則男君。

〔3番阿久津則男君登壇〕

○3番（阿久津則男君） 今の若い保護者の皆様方は、教育に大変熱心でございます。その保護者の方が——先ほども教育長が言いましたが、1学年十二、三人、あるいは複式学級ではますます田舎に住む若者が減ってしまうと思います。やはり、行政が、教育に関しては城里町のどこに住んでいても安心してくださいと言えるような、自信を持った学校づくりをしてあげないと、ますます一極集中型、石塚小近辺に人が集まってしまうのかなと、そういうふうに感じております。児童数のアンバランスをぜひ解消していただきたいと思います。小学校の統合は、検討でなく、実行していただきたいと願っております。

また、滑りどめ舗装についてですが、先ほど申しましたピーフライン、町道であります。小勝地区ではことしも凍結のため何日か通行どめになりました。栃木県の日光というところなら別ですが、水戸市の隣町の城里町で凍結のため通行どめになるというようでは、ほかから来た人たちに大変迷惑をかけると、そう思っております。

滑りどめの舗装というのは、メリットとしてスピードが出せないというような点も聞いております。スピードによる自損事故も減るのではないのでしょうか。ぜひ、ことしの冬までには危険な道路を調査して、補修していただきたいと私は願っております。

以上で私の質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（関谷 誠君） 以上で、3番阿久津則男君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第3号、13番金子栄治君の発言を許可いたします。

13番金子君。

〔13番金子栄治君登壇〕

○13番（金子栄治君） いよいよ梅雨に入り、野も、山の木々も一層緑の色を濃くしてまいりました。今月5日、潮来市において「第56回全国植樹祭」が開催されました。「楽しいな。森と人とのハーモニー」がスローガンでした。大子町で行われてから30年ぶり、二度目の開催となりました。

今、森林を環境という枠組みの中でとらえ、森林と人とのかかわりを見直すことが求められています。天皇皇后両陛下を会場の中央から拝礼でき、記念の植樹をしてまいりました。晴天に恵まれた印象的な一日でありました。

今回の一般質問は、合併特例債についてと家庭から出るごみの対策について質問いたします。

1点目は、財政優遇措置が得られる合併特例債の活用は、総額でどのくらいの額になるのですか、町長にお伺いします。

2点目は、建設事業の95%を起債することができ、償還の70%を地方交付税で賄えることになっており、限度額は40%となっております。

城里町を通過する国道123号線のバイパス道路7,600メートル、特に重点区間とする石塚田町から坏小学校前までの2,000メートルの事業計画がありますが、特例債を活用するのですか、町長にお伺いします。

3点目は、県道水戸・茂木線も、城里町を東西に走る重要な路線であります。水戸・宇都宮間の最短距離でもあります。バイパスが必要な箇所があります。この対応について、町長はどのように考えているのかお伺いします。

4点目は、今回の合併では、庁舎建設計画をしなかったことはよい決断だと思います。消防署分署計画があるので、これは重点施策になると思います。合併特例債を活用する計画だと思います。この進捗状況はどのようになっているのですか、町長にお伺いします。

先日、生活改善友の会の総会に招待されたとき、主婦の方から、ごみについての話が出ました。台所をあずかっている主婦だけに熱が入っていました。

物があふれ、豊かで便利な現代生活、毎日大量のごみが出されています。大量生産、大量消費、そしてごみが生まれます。このごみの処理は、環境への影響とも深くかかわっております。家庭から出るごみの量は現在でもふえているのですか、町長にお伺いします。

2点目は、ごみの分別方法についてであります。

家庭から出されるごみは、紙類や生ごみが多いと思います。ペットボトル入りの飲料水やドレッシング類も多く、紙パック入りの牛乳やジュース類などなど、燃やせるごみは火曜、金曜日に指定されております。瓶・缶類、粗大ごみ類にそれぞれ地区ごとに分別収集、そして日割りを設定しております。現在の分別方法でこのまま継続していくのですか、町

長にお伺いします。

3点目は、ごみをいかに減らしていくのか、それは今後に対する責任でもあります。「使えば資源、捨てればごみ」というスローガンもあります。一気に減らすのはなかなか困難ですが、ごみ減量の目標値の設定は必要になると思います。

環境に配慮して、オキシダント濃度を減らすために、850度以上の火力を必要とする焼却炉でごみを燃やすわけであります。ごみはお金のかかる怪物であります。税金を使って、人件費、施設費はふえていくと思います。リサイクル率を上げたり、ごみの発生量・排出量を減らすことを住民の方々の協力を得て進めていくべきだと思います。この対策について、町長の考えをお伺いします。

以上です。

○議長（関谷 誠君） さらに傍聴人1名を許可いたしました。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 13番金子議員さんからのご質問でございますが、1点目は合併特例債について、2番目は家庭から出るごみの対策についてということですが、最初のご質問の合併特例債、総額どれぐらいを予定しているのかというご質問でございます。

城里町、3町村が合併して、標準の全体事業からいきますと、特例債は101億円ぐらいというような試算になっております。そのうち今、先ほどお話がありましたように、95%起債するということになれば、約96億円ぐらいというような数字が最大限かなと思います。

今回、それらのうち、76億円ほど今後10年間で起債をしていくというような計画を持っておりますが、先ほどの議員さんから質問ありましたように起債については、いずれにしても特例債であっても借金でありますから、十分選択をしながら活用していきたいと、そういうふうに考えております。

続きまして、2番目の123号バイパスの道路に特例債を使うのかというご質問でございますが、ご承知のように123号のバイパスにつきましては、計画全体としましては、いわゆる十万原の入り口、旧茨城鉄道の鉄道敷地から桂の栗までの区間が7,580メートル、いわゆる7,600メートルと言われる区間であります。その中で、県としては当面、石塚の一本松から坏小学校までの2キロ区間を整備するという事で県では事業を推進しておるといっておりますが、町の方では都市計画道路として、いわゆる池の内・片山線、現在の123号の笠間の方へ曲がる十文字のところを東の方へ抜けて、そして一本松の方へ曲がるという都市計画道路を今回の特例債で計画をしておるといっております、123号のいわゆる路線全体にそれを使うという意味ではございません。

そういうことで現在、そのほか三ッ埜線、それから徳蔵・倉見線ですか、について特例債を使うということで計画をしておるところであります。

次に、3番目に、県道水戸・茂木線のバイパスの件で、必要なところがあるのではない

かというお話でございますが、水戸・茂木線のいわゆる塩子の宿のことかなと思いますが、それにつきましては町の方の計画としてはございませんが、県の方で県道整備として進めていただくように、十分検討しながら県の方へ要望してまいりたいと、このように考えております。

次に、消防署所の計画の進捗状況ということではありますが、この消防署につきましては、これは合併特例債ではなくて、県の合併に伴う合併特例交付金というものの、交付されるお金がありますので、それをもってその消防署所の建築整備に充てていくということでございます。平成17年度中に土地の購入、設計の実施まで予定をしておりますして、18年度にその整備をして、19年度より稼働していきたいということで、これにつきましては水戸市と現在詰めをしておるところであります。事務委託で水戸へ常備消防をお願いするというような予定で進めておりますして、現在、土地の決定について検討に入っておる段階であります。できるだけ早い時期にそれらの決定をして、17年度中に購入、設計までしていきたいと、そういうふうに考えておるわけでありまして。

続きまして、ごみの問題ですが、家庭から出るごみの対策についてということですが、ごみの量はふえておるのかというご質問でございますが、15年7月から指定袋の実施をいたしました。その時点ではちょっと減ったわけですが、それから横ばいと、そういうような状況でございます。なお一層減量化に努めていかなければならないと、そういうふうに考えておるわけです。

それから、分別の方法についてであります。今、いろんな自治体では細部にわたって分別している最中を見ましても、そういう自治体もございます。現在、事務組合の方で行っておるわけですが、現在の状況で今のところ進んでおるということでございますが、なおそれらの検討をする余地はあるということで検討させていただきたいと、そういうふうに考えております。

それから、ごみを減らすための目標数値の設定というようなことでございますが、いずれにいたしましても、議員がおっしゃるとおり、住民の方々のご協力を得なければごみは減っていかないというふうに思っております。焼却とか処分とか、そういうことじゃなくて、やはりリサイクルに向けていくということが大事かと思いますが、焼却に比べてリサイクルは費用がかさむというようなことが根本的にございますので、そういうことを、理想とそういう現実をどうクリアしていくかということが大事なことでないかと思っておりますが、考え方としては金子議員のおっしゃるとおりであります。

以上でございます。

○議長（関谷 誠君） 13番金子君。

〔13番金子栄治君登壇〕

○13番（金子栄治君） ただいま町長のご答弁をいただきまして、ありがとうございます。

合併特例債総額でどのくらいになるのかというところで、約100億円という数字が出ました。実は、笠間、友部、岩間の合併の特例債を見ますと、120から130億円ぐらいなんですよね。それに比べると、城里では人口規模にしても多くの特例債を活用するということで、大変結構であると思います。

そして、先ほど、123号バイパスにも使うのかというときに、それには使わないということですので、それは結構だと思います。やはり、国道と名のつく以上は国あるいは県が、——これ123号の場合は県が管理しているんですか。やはり、国・県のお金でやるべきだと思っていました。城里町が負担しなければ、その分、町道や生活道路にそのお金を回していただけたらと思います。

それから、県道水戸・茂木線においてバイパスの必要な箇所がありますというところで、町長に先回りを言われましたので、実際、今、塩子の塙団地の下が、歩行者や自転車通学の中学生が安全道路もないところを通学しているわけですね。これは県道で、今、ツインリンクもてぎができて、また栃木からサテライトに来る人たちは、みんな車で来るわけです。大変危険な場所なんですよね。ですから、私はこの道路、バイパスをつくっていただければと思って、2回目の質問の中でお願ひしようと思ったところなんです。そのことについて、もう少し詳しいお答えをいただきたいと思います。

それと、今回の合併は、庁舎の建設計画しなかったということは本当によかったと思います。岩瀬、真壁、大和なんかは、合併すると早速庁舎建設が先になってきているんですよね。今回の法定協議会の中でも庁舎建設というのは出てこなかったのも、その分よかったと思います。

それから、私、分署の計画の中で合併特例債を使うのかなと思っていたら、合併特例交付金、似たような名前なんですけど、それが出るということですので、よかったと思います。

それから、家庭から出るごみの対策については、横ばいであり、分別の方法は今まででよいということですので、再質問はしません。

主婦の方から、瓶についている金具のことまで質問が出たんですよね。私答えられないので、聞いてみますということでその場は避けたんですが、今までの方法でよいということですので、わかりました。

合併特例債の中での3番について、塩子塙住宅団地の下の道路について、もう少し前向きなお答えをいただきたいのですが、よろしくお願いします。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 最初にお話し申し上げておきたいと思いますが、いわゆる今回の合併特例債のうちの先ほど申し上げた3路線、池の内・片山線、それから三ツ塙線、徳蔵・倉見線、これについては合併特例債も適用されますが、そのうち償還金の部分については、県が特例交付金でもって償還時に面倒見るということで、100%近く県が肩がわり

するというような内容の道路なのであります。

それで、池の内・片山線につきましては、それですから整備を終わった一部分については123号に、いわゆる今の123号の笠間の方へ曲がるところは東の方へ向いて、123号のバイパスへぶつかるところから南の、その部分については123号バイパスにつながると、そういうことで県が全額特例交付金でもって償還時に、返済時に県が肩がわりすると、そういう内容の道路であります。ご理解をいただきたいと思います。

それから、水戸・茂木線のバイパスの件であります。これについては具体的な場所について建設課の方に調査をさせて、県の方と具体的に話を詰めて要望してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いしたい。

○議長（関谷 誠君） 13番金子君。

〔 13 番金子栄治君登壇 〕

○ 13 番（金子栄治君） ありがとうございます。

私は、やはりこの10年間というのは特に足腰を強くするという意味もありますが、将来、水戸市との合併ということになると、私たちの地域から水戸市へ行くアクセス道路になるのは水戸・茂木線であります。ですから、今、前の議員の阿久津議員も申しあげました磯野からサザンヤードゴルフ場付近、あるいは笠間・日立線ですか、あそこに合流する地点がとても危険な箇所なんですよ。ですから、これからは123号と水戸・茂木線というのは、城里町の中では生活道路も含めて重要な水戸・茂木線になると思います。これからは、水戸・茂木線に対しまして、温かい気持ちで水戸・茂木線をお願いいたしたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（関谷 誠君） 以上で、13番金子栄治君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第4号、18番佐藤國保君の発言を許可いたします。

18番佐藤君。

〔 18 番佐藤國保君登壇 〕

○ 18 番（佐藤國保君） それでは、通告に従いますところの一般質問を始めさせていただきます。

まず、第1項目、平成18年度一般会計予算についてであります。いわゆる17年度予算が今施行されたばかりであります。非常に恐縮だとは思いますが、現実をしっかりと見据えた上で、予算作成を早目にやるためにお話を申し上げます。

まず、城里町金長町政が敷かれまして、はや5カ月になります。じゃ、町民の皆様の城里町及び町長の評価はどういうものかということですが、端的に言いますと、私、野球が非常に好きでして、ジャイアンツの清原は「とんぼ」というテーマソングに乗って登場いたします。じゃあ、金長町長のテーマソングは何かと聞きますと、何にもやらないというようなお話が今、町の方々の口癖になっております。私は決してそうではないと思います。そういう面を踏まえまして、この18年度予算についてはそういうことを言わせな

いような、真摯に立った上でひとつ構想をお願いをいたしたいと思います。

そういう面で、まず１点目の、減が予想されますが、どの程度、これはずうっと減をしていくのか、歩どまりがどの辺で抑えられるのか、その辺をお聞きいたしたいと思います。

これは具体的に言いますと、いわゆる１町２村が合併をいたしまして、非常にお互いの財政の厳しい中の合併でございました。そういう中で、何が明るい材料があるのかといいますと、今のところ見当たるのは、過疎地域であるということがまず１点言えると思います。

そういう点で、いわゆる財政力の指数というものが非常に回復のできないような状態になっております。例えば、経常収支比率ですね。これは、現在、いわゆる15年度のしか――この間、県の市町村課の方にお電話をいたしまして資料を送っていただきましたが、財政の現状というものは、いわゆる経常収支比率が非常に物語っております。これは、新しい町になって、まだ平成15年ですからなっておりますでしたが、その試算としては98.8である、これは75%を超すと危険ということになっておりまして、本当に大変な状況であるなと思います。

私がかつて平成12年、13年の第１回定例会でご質問をいたしたときに、そのときの常北町の経常収支比率というものは73%であったと記憶をいたしております。そうしますと、何と５年でこれだけ経常収支比率が上がっているというのが現状ではないかと思います。その最たる例は、やはり先ほど三村議員さんのお話がありましたように、人件費が一番比率を占めておるのではないかなと、こう思うものでございます。

その辺を踏まえまして、要するに今回の予算の組みを考えますと、１町２カ村が合併をいたしまして、16年度、１町２カ村のときはどうだったのかといいますと、121億9,654万円がいわゆる一般会計の予算でございました。ところが、17年度はあっと驚くなかれ、94億7,443万円と、いわゆる七会村の予算がどこかへ消えてなくなったと。これは、まさしく数字上ではございますが、これは何にもできないと思いますね。

これをまた18年度も引きずっていくしかないとは思いますが、じゃあ今、私たちの城里町にこれを今年度は行うんだと、そういった具体的な目玉を示していけば、町民の方はご納得いただけると思います。そういう面で、まず第１点目の点についてお伺いをいたした次第でございます。

次に、17年度に比べて、新しい収入が見込まれるかということでございます。これも、始まったばかりでわからないということになれば、それでおしまいですが、いわゆる県市町村課発行の「市町村等に対する助成制度」という本がございます。この中で、何点か城里町に關した予算を上げますよということが載っております。これは合併特例交付金というのは当然でございますが、例えば主に旧七会村の情報でございますが、情報通信補助金とか過疎自立促進事業補助金とか、あるいは緊急地方道路整備補助金とか、あとは幼稚園就園奨励補助金、また学校給食設備補助金等々が掲載されておりますが、こうい

ったものは当然、県より内示があって初めて動くのですか。それとも、こちらからそういう予算に対しては積極的に行動しておるのか、その点をお伺いするものであります。そのほか、新しい税収入が見込まれるものがありましたら教えていただきたいと思います。

第3点目は、町有地の処分により、未使用地ですね、いわゆる財政補てんを考えているのかということでございます。

今、最大の悩みは、いわゆる財政難であります。その利用価値のない土地を、利用価値を生むためにどうすればいいのかということも真剣に考えるべきであると思います。その最大の難物は、いわゆる墓地建設予定地であると思います。この早期処理を行うことが、非常に今町民の一人一人の声でもございます。そういう点で、この対応に対しては、どうすればスムーズにいくのか、そういう点を既にお考えだと思いましたが、勇気を持って英断を下していただきたいと思います。

先般、この場所で、財政行政懇談会というものが行われました。そこで、玉川議員さん及び複数の議員さんより、墓地問題についてのその土地を国に返してはどうなのかというお話がございましたが、その件については当局としてどのように対応されたのか、その後伺っておりませんので、お伺いをする次第でございます。

なぜかならば、平成16年までに既に5,764万4,000円を払っております。そして、今年度より平成21年までに20億4,230万6,000円を支払っていくわけでございます。これは非常に財政に大変な重みを加えていく、与えていく問題でありますので、スムーズな対応をこちらでお願いしたいと思う次第でございます。

次に、2項目めの地場産業によるまちおこしを具体的に考えているかということでございます。

これは、町税の増がほぼ見込まれない、及び町税というものは今、前年度より3,000万円も減っているわけでございます、収入が。来年も当然減るでしょう。そういうことも予測した上で、じゃあ、そうなりますと、どんどんどんどん地域の景気というのは悪くなりますね。そして、活性化もなくなってきます。じゃあ、何をすればいいのかということは、皆さんのお力をおかりして、いろんな知恵を絞り、こういった地場産業をしっかりと考え、まちおこしをしていくことが大事でありましょう。

過日、茨城新聞にアイガモ米の記事が載っておりました。非常に苦労して今日に至った話がございます。これは、物すごい宣伝効果があると思われます。かつて、前任の町長が旧常北地域でのソバの栽培を行ったと伺いました。その経緯を話しておりましたが、その品評会で全国3位に入ると自負しておりましたが、その後どうなったのかはわかりませんが——これ聞かない方も悪いんでしょうけれども、本当に地場産業として継続されているのか、その辺もしっかりと継承し、調査をしていくべきではないかと思う次第であります。

そして、積極的に行政がバックアップをしていくことによって、数多くの知恵、及び今

たくさんの経験豊かな60歳以上の方が、まだまだ家でゆっくりしている方がたくさんおいでになります。そういう方にご出馬をいただきまして、この活性化も図られるのではないかと思います。そういった面で、近隣の市町村では必死になってその辺を模索をしておいでになります。

先日、大洗町に、民間企業と組みまして、年間60億円の売り上げが確実視されておりますマリーン関係の企業が進出をするということが発表されておりました。非常にこれは、60億円の年間売り上げがあれば、やはりそれ相応の税収も見込まれるわけだと思います。

また、鹿児島県においては、ごく最近の話ですが、特に奄美諸島に生息するハブを食材にすることを決定したと言われております。今までハブのエキスだけをとり、その本体は投げておったそうですが、1匹数千円で買い取っております。そして、そのまま廃棄するのはいいけれども、廃棄することが困難になってきたと。そういうことで、ある人の発想の中でこの研究した結果、非常に栄養分が高いということで、今度まちおこしをそのことによって、ハブを材料とした、いわゆる食材ですね、これでまちおこしが始まるというような話もありますが、こういうことを考えますと、いろいろ地域によってはその特産物及び地場産業を興すということを考えていくなれば、いろんな特産物が出てまいります。

この城里町にはたくさんの、当然のことながら特産物があり、地場産業があると思いますが、それをしっかり承継をしていく。行政がバックアップをし、いろんなアドバイスをし、あげるとすることが非常に大事ではないかと思います。

次に、第3項目、町有地と私有地に対する管理・指導についてお伺いをいたします。

第1点目、いわゆる環境美化及び衛生面についてでございますが、ほぼ町有地については、これは一言で言えば、ある程度の環境整備及び衛生面に対しての徹底はなされると思います。ところが、私有地になりますと、要するにほとんど毎年同じところに同じ草が生えて、どんどんどんどん伸び、同じふうな形が今でも現状として残っております。特に、そういう地域というものは、いわゆる通学道路とか、あるいは頻繁に車が走る道路、そういうところにも今ございます。それは非常に、私どもが考えた場合には見ばえも悪いし、そういうところにごみのポイ捨てもするわけでございます。

この点の私有地に対する対応を考えておいでになるのか。この辺、私も何人かの方に相談を受けたことがございます。そういう点で、ひとつこれを町としてどうお考えであるかをお聞きをいたしたいと思うものでございます。

また、2点目につきましては、交通安全上または防犯上において妨げになっている立木等障害物への対応ということでございます。

これは、ほとんど今、車が頻繁に走る、特に旧常北地域、あるいは各幹線道路に当てはまると思います。なぜかならば、今、非常に草木の発育が早い時期になっております。そういうことになりますと、一日のうちに安全ミラー、カーブミラーが隠れて見えなくなっ

てしまったとか、また先ほど三村議員さんの方からお話がありました防犯灯についても、どこから防犯灯の光が出ているのかわからないと、そういう状況のところもございます。そういう点を、これは多分に私有地がひっかかってまいりますが、この対応をどうするのか、同じく区長さん、自治長さんより相談を受けたことがございますので、どう返答していいのかわかりませんので、お答えをいただきたいと思います。

第3点目、これは、いわゆる不在地主の所有する土地に関する諸問題でございますが、町当局の考え方を伺います。

いわゆる私有地ですので、その当人の許可を受けなければならないわけです。私も、石塚2地区に所属いたしておりますが、あの周辺には不在地主がたくさんおいでになります。いわゆる草が生えても、木が繁っていても、だれが所有しているのかわからないと。いわゆる個人情報保護法を犯すわけにまいりませんので、その辺を当局はどう指導されるか考えておいでなのかをお伺いするものでございます。

また、そういう方というのは当然、税金の未納の方もおいでになるのかな、これは私の考えですが、その辺もお答えをいただきまして、お願いをいたしたいと思います。

以上で、第1回目の質問を終わります。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 佐藤議員さんのご質問にお答えを申し上げたいと思います。

最初は、平成18年度一般会計予算についてということで、18年度も減少が予想されるが、どれぐらいを予想しているのかということですが、前段に私に対する評価をいただきました。私は何もやらないと、できないというのが現実であります。私自身としては、できれば人気取りにいっぱいお金だの補助金を出したいという気持ちはいっぱい持っております。しかし、そういう中で、やはり財政の事情というものもありますが、後でお墓の件でもお答えをしたいと思うんですが、やはり今までの負の遺産を、そういうものを整理していかないと、そういうことを私は考えています。

ご存じのように、お墓の方は9億何千万円の銀行借入れをしておって、返済を迫られております。毎年かけ合いをしております。そういう中で、やはりそれも負担をしていかなければならない。そういうことを十分ご理解をいただければ。

また、先ほど出ました消防署の問題とか、特例債による道路の整備とか、金をかけないで、県の金だ国の金を使いながら、町から余り出さないでできるような方法があればできるだけ——これ早晚こういう状態も、補助金頼りとか交付金頼りの時代はなくなると、そういうふうに思っております。そういう中で、合併特例債、そういうものを十分生かしながら予算編成をやっていきたいと、そういうことを考えております。

そういう中で、18年度の予算編成につきましては、やはり三位一体の改革、それがどこでどういうふうに決着するのかということで、いわゆる補助金・交付金の減額、それに対

する税財源の手当てがどこまでできるのかと、国でもまだ決まっておりません。そういう中で、やはり地方財政の中の一城里町自体が見通しが立たないということはおわかりをいただきたいと思います。

そういう中で、やはり収入がないんですから、減っていくということはどこまでといっても、なかなかあれだと思いますが、いずれにしても、収入に見合った支出を組んでいくということが一番大事じゃないかと思っております。

人件費の問題、そういうことについても、先ほどもお答えしましたが、そういう中でできるものから順次、順序を持って整理をしてきたいと、そういうふう考えておるところであります。

また、17年度に対して、新たに収入財源が見込まれるのかということでございますが、いずれにしても、やはり町民の方々の収入が多くなって、生活水準といいますか、税負担の能力が高まっていくということが一番大事だと思いますが、特定の中では、やはり日本自動車研究所の固定資産とか、そういうものがどういうふうな評価になってくるかということで、新たな税財源としてはその辺かなというふうに思っております。

続きまして、財産処分ですが、考え方としては、やはり不要不急の財産とか、また利用価値がないような財産については整理をしていってもいいんじゃないかと、そういうふうに思っております。

そういう中で、墓地の予定地、これらについてどうなのかと。地価そのものは、約7億円ぐらいで購入をしておるわけでありまして。それに設計料とか、いろんなもろもろの経費がかかって9億何千万円、10億円近い借入れをしていたわけです。それで、なおかつ9億何千万円という、現在も銀行、金融機関から借りて、その返済を毎年迫られているということは事実であります。

そういうことも考えながら、購入した土地については返還ができるものかどうか、解約ができて買い戻しができるのかということについては、事務レベルで現在詰めて、来週にもまた前橋の方に行ってくると、そういう予定にはなっております。そういう中で、買い戻しをしてくれるかどうか、その望みがあるのかどうかということを十分検討しながら進めていきたいと、そういうふうに考えております。この問題についてはいろいろ奥が深い問題がありまして、自然環境の問題とか、そういうこともありますので、総体的に詰めていきたいと、そういうふうに考えております。

それから、地場産業によるまちおこしにつきましては、常北地域ではお茶とか、アイガモの有機米、桂地域についてはアカネギとかイチゴ、果樹、それから七会ではキノコとかいろんな、やはり特色を持ったそれぞれの産業が育っております。そういうものの生産組織に力を入れながら、また伝統文化の伝承や保護と、それからもう一つ、やはり加工振興とあわせて産業をつないでいくのがいいのかなと、そういうふうに思っておりますので、そういう城里町の水とか自然、緑、そういうものを生かしながら、地域振興に努めてまい

りたいと考えております。

それから、やはり合併の中で、グリーンツーリズムのいわゆる自然を生かしながら、都会から人に来てもらって、泊まってもらうとか、ハイキングしてもらうとか、そういうことのためにグリーンツーリズムの推進を図ってまいりたいと、そういうふうに考えております。それらについては、やはり物産センターとか直売所とか、そういうものがありますから、そういうものと相まって、そういう中から加工品だの何かを生み出しながら、地場産業の育成と振興を図ってまいりたいと、そういうふうに考えております。

ソバの件について今伺いをいたしました、ソバ生産組合とかそういうのがあります。また、個人的にもソバをかなり大面積に栽培している方もありますが、やはり加工して売るということはなかなかできない。売り先が、ルートが確立されていないということは事実かと思えます。本来ならば、地場で消費ができるような仕組みが一番大事なかと思えますが、やはりこの地域のソバそのものは、私は、昔からたばこをつくったり、その後のソバとしてつくっていますから、そういう中でいい製品ができるものと思っています。金砂郷とか、そういうものに負けないようなソバがあると思えますので、そういう点にも十分意を用いながら、グリーンツーリズムとか、そういうものと相まって推進してまいりたい、そういうふうに考えております。

それから、町有地と私有地の管理・指導についてということですが、現状を見ますと、宅地開発地域の空き地、それから遊休農地の荒廃、そういうものによって雑草が生えているということが事実かと思えます。立木が立ったり、視界が悪いとか、環境衛生上悪いとか、いろんなトラブル、交通安全の問題、防犯の問題、そういうものが発生してあるのは事実かと思えます。

これらにつきましては、基本はやはり地主さんが、また借地権者さんの責任で処理することが一番ですが、議員ご指摘のようにいろんな事情があります。町においては、区長さんや住民の方々を通じて、不在地主の方を含めて、措置期間を定めて改善通知を出すと、そういうことで対処はしておりますが、なかなか改善されていないというのが事実でございます。不在地主等に対しましては、シルバー人材センター等の紹介によって措置をお願いをしたりして、環境美化、安心・安全なまちづくりについて努めてまいりたいと考えております。

それから、不在地主が所有する土地がそのままになって荒れて、うっちゃってある。それについての税金を宅地並みにした方がいいだろうというようなご意見かなと思えますが、徴税につきましては地方税法の規定に基づいて、町の議会の議決を経て定める条例によって課税するということになっております。その町の事情に適合し、住民の意思が反映されるように課税する税目、税率等を定めておりますので、法定外に普通税及び目的税を課することはできますが、不在地主の所有する荒廃土地に対して、新しく税を設けて課税することは不可能ではないかと考えておりますので、どうかよろしく願いをいたしました

いと思います。

以上でございます。

○議長（関谷 誠君） 18番佐藤君。

〔18番佐藤國保君登壇〕

○18番（佐藤國保君） ほとんどお答えをいただきましたので、私の方から、まず一般会計の18年度の第1点目でございますが、これは一番問題は3,000万円という、予算から見れば微々たるものになるかもしれませんが、町税の未納ですね。これをやっぱりきちんとやっていかねばならないと思います。

ここに平成15年度の1町2カ村の資料がございますが、いわゆる税の徴収率ですね。これは15年度までしかまだ出ないということで、16年度は出ておりませんが、七会村は87.8%ということでございますね。それから、旧桂村は94.6%、あとは旧常北町が92.0%、こういうふうになっておりますが、滞納している方というのはほとんど大体が同じ方ではないかなと思われます。

先ほど監査委員の方からご報告がございましたけれども、やはりこの辺はしっかりやっていかないと、いろんな面で、一般会計以外、いわゆる保険税についても当然のことしわ寄せがまいてくるわけでございます。これは強硬にひとつお願いをいたしたいと思えます。これは、一つの町執行部の使命と考えて、対応願いたいと思うものでございます。

あと、税の増につきましては、るる検討いただきまして、しっかりとした18年度予算を今から頭の中に入れて、17年度もしっかりとやっていただいた上で、18年度も同じくできるだけ町民にわかりやすく、目玉をきちんと。例えば今回、先ほど町長からお話ございましたように、だんだん消防署が見えてまいりましたので、そういう明るいものを、ひとつこういうわけなんですよというお話を言っていただければ、町民の皆様も決して納得はしないということではないと思います。

次に、2番目の新たな税収の見込みであります。先ほどお話がありましたように、日本自動車工業の件についても、やはりこれは大きな税収になっていくと思います。

また、ここでお聞きしたいんですが、今1億5,000万円の税のありますサテライトは、今後、税増が認められるのか、それとも減っていくのか、その辺もあわせて教えていただきたいと思えます。

それから、第3点目の墓地建設予定地に今、自然保護で一番の問題は、いわゆるオオタカが生息をしておったわけですが、今オオタカはいるんでしょうか。オオタカというとオオタカさんの名前になりますが、オオタカという自然保護鳥がございます。これとりますと、剥製にすると100万円以上ぐらいになるそうですね。だから、これは非常に貴重な鳥でございます。

私も、松崎議員さんとあの山の上へ登りまして、見に行ってきましたけども、これははるか何年前でございますが、今でもあのままにしておけば生息はするでしょうね。だか

ら、そういう点で、この後の追跡調査はやっているのか、やっていないのか。これ、もしいたとするならば、これは非常に何と申しますか、処理するのも大変になると思いますので、その辺もお聞きしたいと思います。

それから、地場産業は結構でございますが、3番目の、例えばこの間も、私の近くに本当に草ぼうぼうの不在地主の土地がございます。それがでかい蛇が出てきまして、ご婦人が見たらびっくりして、キャーって逃げていくわけですね。それで、蛇もびっくりして行っちゃったようですが。そういうのを、いわゆる蛇だけで済むなら結構ですが、例えばそうでなくて、何かの場合に、これはどこへその苦情を持っていった方がいいのかということを明確にお話をいただきたいんですね。

そういった場合には非常に、町に言っても返答がないんですよとか、言ったのはいいけれども全然がちが明きませんとかというお話がございます。そういう面で、これから特に夏休みになってまいりますと、子供さんというのはどこでも入っていきますね。そういう危険性もありますので、その対応をどうすればいいのか。それをお聞きして、2回目の質問といたします。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 第1点目の滞納整理、確かに未収、それぞれの、町税ばかりじゃなくて、料金等の未納、そういうのがございます。やはり、そういうものについては、毅然とした態度で徴収に当たってまいりたいと、そういうふうに考えております。

また、消防署所等については、できるだけ早く姿が見えるようになって、地域の安心・安全を進めていくということで、努力してまいりたいと考えております。

それから、サテライトの件ですが、一時期の約半分近くというような、これで1億7,000万円とか8,000万円とか、そういう数字でございます。多いときは3億円を超えたという時代がありましたが減っておりますが、これは入場料売り上げやお客さんの問題とか、いろいろあります。行政で、急いであそこへ行けということも言えません。そこが辛いところではありますが、いずれにしても、この問題については最高時から見ると減っているということは事実であります。

次に、オオタカであります。オオタカの調査等も行っており、その時点ではオオタカが生息しておるということで、個人的に私の方ではつい最近、1カ月ぐらい前にお話を聞いたところでは、もとの場所からやや移って、かえって真ん中の方へ行ったのではないかと、そういう話も伺っておりますが、追跡調査というのは、それは現在はやっておりませんが、県の方で別な立場からやってもいいよという話がありますので、そういうものも絡めながら現況調査、そういうものはやっていきたいと、こういうふうに考えております。

それから、いろんな苦情の問題であります。それらについては今、町民課なり担当窓口で、どこへ行っても対応ができるような職員教育と申しますか、そういうことをしてま

いりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたい。

○議長（関谷 誠君） 18番佐藤君。

〔18番佐藤國保君登壇〕

○18番（佐藤國保君） おおむね了解をいたしました。

それでは、まず平成18年度の一般会計予算の、これは類すると思いますので、お伺ひいたしたいと思います。

議員特例法で42名の議員さんがおいでになりますが、これも平成19年には18名の定数に戻るわけでございます。そうしますと、大幅といいますか、財源がある程度稼働するのではないかと思いますけれども、それに比べても、また町民の声としてお話がございますことを、うるさいようですけれども、もう1点申し上げます。

というのは、270名おいでになる町職員さんの方々の件でございますが、いわゆる同一家族で複数の職員さんがおいでになると、この辺はどうなんですかとよく聞かれます。先ほど町長より、ことしの7月ですか、までに退職者を募っておりますというお話がございましたが、この辺のバランスをしっかりと考慮に入れていただきまして、そして明るい、皆様がいつでも町役場に来ていろいろお話ができるような、本当にすばらしい町の構築をしていかねばならないと思います。

そういう点で、今非常に厳しい現状ではございますが、決して、禁句としては「予算がないからできない」ということは言わないでいただきたいと思います。そうじゃなくて、「もうちょっとお待ちください」とか、言い方がいろいろあると思います。そして、皆様ともども努力をいただけませんか。そういうふうなお話であれば、やはり町民の方というのは、ある程度懐かしいけれども、納得はしていただけるのではないかと思いますので、よろしくご配慮のほどお願いいたしまして、終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 職員の数につきましては、ほかの議員さんからも出ておりましたので、そういうことを十分踏まえながら、これはやはり個々の契約といいますか、個々の職員と町との契約でありますので、なかなか難しいところがあるということをご理解をいただきたいと思います。

○議長（関谷 誠君） ここで2時35分まで休憩をいたします。

午後 2時19分休憩

午後 2時37分開議

○議長（関谷 誠君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたしますけれども、暑い方は上着を外しても結構です。

以上で、18番佐藤國保君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第5号、10番玉川台俊君の発言を許可いたします。

10番玉川君。

〔10番玉川台俊君登壇〕

○10番（玉川台俊君） それでは、一般質問を始めます。

まず初めに、教育問題について質問いたします。

1点目は、学力向上の取り組みについて伺いますが、取り組みに先立ち、子供たちの学力低下が懸念されておりますので、まず城里町の子供たちの学力がどのような水準にあるのかを伺います。

学力低下の不安に対応するため、昨年4月に実施した学力診断テストの結果を、県から市町村に1月の末に通知されていると存じますが、小学校4年生から中学校3年生を対象に行われた学力診断テストの平均正答率から見て、城里町の子供たちの学力水準はどのような位置にあるのか、通知された結果をもとに、できるだけ詳細にお知らせ願いたいと思います。詳細にとは、学校ごとの成績がわかる形でお聞きしたいと思います。

次に、児童・生徒の学力向上の取り組みについて伺います。

近年進められてきたゆとり教育が、子供たちの学力低下をもたらした原因の一つとされ、教育行政の転換が行われております。その象徴が、教育内容の量の増加と質の向上を図る、発展などの記述が盛り込まれた教科書の採用であります。

このことについて、教育の現場としての問題があるようで、一つは、教育の内容が基本から3割削減されたものはゆとり教育と言われ、教科書は、教育内容がもとに戻った形になりましたが、それを教育する時間が戻っていない。つまり、時間が足りないということであると聞いております。

ある小・中学校教員アンケートでは、69%で「学力低下を感じる」とあり、一番の原因として「授業時間数の減少」を挙げております。これを踏まえるかのように、水戸市は今年度より学力向上対策の一環として、授業時間確保のため夏休みを3日間短縮するという報道がありました。

城里町の子供たちは、高校進学で水戸市の子供たちと競う立場にあります。時間をふやすことが必ずしも学力の向上につながるとは限りませんが、客観的に見て、同じ条件であれば、時間をふやす方が学力の向上につながると考えますが、このことについて、教育長はどのようにお考えかを伺います。

次に、発展の内容をどのように教育するのか伺います。

県立などの公立高校では、発展からの出題はしない建前があるようですが、私立の高校では出題するところもあるようで、城里町の中学生たちは私立の高校を多数受験していることを踏まえたと、やはり発展の内容も教育せざるを得ないのではないかと思います。どのような教育方針で臨まれるのか伺います。

時間と内容の点から伺いましたが、これらを踏まえ、城里町の教育行政として、学力向上に対しどのような取り組みをされるのか伺います。

教育の２点目として、発達障害の子供たちに対する対応と児童虐待に対する対応について伺います。

城里町次世代育成支援行動計画に「子供たちに関する悩みや負担等について」という記載があります。それによると、就学前児童の保護者の場合、「子供をしかり過ぎているような気がする」が33.9%で最も多く、次いで「病気や発育・発達に関すること」34.6%で、１位、２位を占め、小学校児童の保護者では、１位が「子供の教育に関すること」44.8%、２位が「子供をしかり過ぎているような気がする」38.7%という結果と、悩みの相談相手として、配偶者、パートナー、隣近所の人や知人、友人を挙げておりますが、公的機関に関する記載はありませんでした。

発達障害と児童虐待に対する対応を伺うのは、子供たちをしかることはしつけであり、虐待ではありませんが、しつけもエスカレートすると虐待につながるのではないかという心配をするものであります。

発達障害とは、医学的に書けない、読めない、計算できないなどの学習障害、またよく動き回る多動、集中力を欠く、衝動性が高いことが特徴とされる注意欠陥多動性障害、さらに自閉症などを総じて発達障害というそうです。これらは、独立した症状であることよりも、幾重にも折り重なる混合型もあり、我々素人では理解しがたいことが多いと言われております。

専門家によれば、学校での生活態度で明らかになるケースは先生も気づき、理解があれば問題はないが、他の子供たちやクラスの障害にならず、ただ単に忘れ物が多いなどで本人が悩んでいても、障害があるとは先生方に認知されないケースの場合は、先生方の対応次第で症状を深刻化してしまうこともあり、問題であると言われております。問題とは何かといえ、例えば自殺願望を抱くようになることが挙げられておるそうです。

そこで伺いたいのは、学校において、子供の発達障害があるのではないかと疑われたときの対応はどのようにされるのか、マニュアル化されたものがあるのかどうか、伺いたいと思います。

また、我々一般の町民が児童虐待を疑われるようなことを見たり、聞いたときに、行政機関に相談するシステムがあるのか、ないのか。行動計画にはこれらのことが明確にはないようなもので、伺いたいと思います。

教育の３番目、口腔衛生の指導に学校間の格差があることについて伺います。

これは、子供たちの口腔衛生の向上、口腔疾患の予防の観点から、歯科衛生士による歯磨き指導を受ける事業であります。町内の学校の間で行っている学校があれば、そうでないところ、さらには今年度の予算がなくなり実施しないところもあり、格差があるようです。実態はどのようになっているのか、伺いたいと思います。

また、虫歯をつくらないための事業であり、医療費の抑制から考えれば、予防は何よりも効果的であり、事業の費用対効果を考え、統一して行うべきことと考えますが、いかがでしょうか。また、実施に当たり、必要な予算はどのぐらいなのか、あわせて伺いたいと思います。

以上、教育に関して伺いまして、2番目の生涯学習に関して伺います。

桂図書館、コミセン及び七会図書室の経費削減、サービスの向上を図る取り組みについて伺います。

17年度予算によれば、桂図書館、コミセン図書室のシステム使用料は、それぞれ562万6,000円と317万9,000円であり、これを統一して、経費を削減できないかということであります。

城里町の図書館としての桂図書館があるわけで、コミセン及び七会図書室は桂図書館の分室ということになると思いますので、それぞれの蔵書を桂図書館のシステムに登録して、一元管理を行うことが現実的であると思います。

また、現在、桂図書館の蔵書がインターネットで検索できることも考えると、利用者のサービスにもなると思いますし、町の財政からして、システムの使用料を削減する取り組みが必要であると思いますので、考えを伺います。

3番目に、公共下水道に関して伺います。

去る5月22日に行われましたクリーン作戦で、側溝の土揚げに関して一部問題がありました。問題とは、泥を揚げての一時保管場所をめぐり、泥を揚げた町民の方と保管場所近所の住民の方から、悪臭がするので困るという内容で口論があったと聞いております。

そもそも事の原因は、なぜ悪臭が出るのかということではありますが、本来、雨水だけが流れるところに生活雑排水が流されているところに原因があるわけであり、下水道が整備されても利用せずにいることは、環境問題や巨額を投じて整備している趣旨からして、いかななものかと思います。

行政からも指導はされているとは思いますが、下水道の供用開始後3年が経過しても、桂地区で491戸中146戸、常北地区では1,350戸中624戸余りが下水に接続されていないと聞いております。もちろん、その数字には、土地に建物自体が建築されていないために利用されていないところもあるそうで、これらを除いた場合、本来接続しなければならない割合として、いまだ3割程度が使用されていないということでもあります。

条例では、供用開始後3年以内に排水を下水道に接続しなければならないということになっております。そこで、側溝への垂れ流しが悪臭の発生源になっていることや、維持管理費に費用もかかることであり、また町の財政的な理由もかんがみ、供用開始後3年が経過している場合に、これらをみなし使用として条例を改正し、下水の使用料を徴収する考えはないかを伺いたいと思います。

続きまして、4番目、過疎対策について伺います。

「過疎地域自立促進計画書」によれば、地域の自立促進の基本方針を受け、6項目の重点施策を実施することになっております。その中の一つとして、若年層定住を目的とした住宅、造成、分譲と町営住宅の整備がうたわれております。しかし、この町営住宅の整備では、なかなか若年層の定住の誘導には至らないのではないかと思います。

住宅の入居にはさまざまな条件があり、町営住宅に入るのであれば、過疎地域を選択するとは考えづらいと思います。現に徳蔵地区の住宅は、新築にかかわらず入居者はなく、あいていると聞いております。そこで、若年層に限らず、広く七会地区を限定して、住宅取得者に補助金を出して、定住を促す手法をとってみてはいかがでしょうかと思います。

住宅担当から説明を受けたところ、町営住宅の建設費用は1戸当たり平均で1,500万円を要し、利子や維持費を含めると約1,700万円を要すると聞いております。これを25年で償却するということですから、月額にしますと約5万6,000円がかかっているという計算になります。入居者からの使用料は、最高でも月額4万2,200円と聞いておりますので、その差し引き差額は1万3,800円となるわけでありまして。平均では1万5,000円ほどが町の負担になっているのかなと考えられます。

住宅を数多く建てるにはまとまった資金が必要になり、限界があると思います。しかし、住宅を建てずに、住宅取得者に月額1万5,000円の補助を出すことはできるのではないかと思います。定住を促すのであれば、住宅よりも——町営の住宅でありますけれども、持ち家の取得を促す方が効果的であると思いますが、このことについて、町長はどのようにお考えかを伺いたいと思います。

最後に、町営の診療所について伺います。

町営診療所の運営を民間の感覚で、本年度の国民健康保険特別会計予算の施設勘定から見てみますと、収入は歳入の項目から県支出金、繰入金、繰越金、町債を除いた診療収入3億6,291万4,000円、使用料及び手数料61万2,000円、諸収入302万4,000円の合計3億6,655万円であり、歳出は公債費、予備費を除いた総務費3億551万円、医業費2億1,236万5,000円の合計5億1,787万5,000円で、歳出から歳入を引くと、1億5,132万5,000円の赤字経営と見ることができます。

診療所は、無医村時代に地域の医療を確保するために運営をしてきたと思われませんが、合併後、現城里町には民間の病院2カ所、診療所4カ所、歯科診療所5カ所があるわけでございます。このような状況で、毎年1億5,000万円の赤字を出しつつ町営の診療所を運営していくことが、町民から理解されるとは思いません。

合併は、町村の財政難を乗り越えるための緊急避難的措置であることは、町民の知るところであります。本年度予算には、家計でいうところの貯金に当たる基金を取り崩した予算であり、このままの状況では基金も5年後には底をついてしまう状況であります。

しかし、診療所の存在は、地域医療に貢献していることや、厚生労働省の基準に基づく医師のいない、いわゆる無医地区解消のための政策を考えれば、運営を民間に移すことが

財政の負担をなくし、かつ民間であれば利益を出すものでありますから、新たな税収源として、そして診療時間の延長など、地域住民のためのサービス面の向上などを考えますと、まさに一石三鳥が見込めると思います。この町営診療所民営化についての町長の考えを伺います。

以上をもちまして１回目の質問といたします。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 10番玉川議員さんからの教育について、それから生涯学習について、公共下水道について、過疎対策について、町営診療所についてというようなことでご質問がございました。教育については、後ほど教育長の方から答弁をさせたいと思います。よろしくお願いをしたいと思います。

２番目の生涯学習についてということで桂図書館、コミセン、七会図書室の経費削減、サービスの向上を図る取り組みはということでございますが、議員のご質問のとおり、経費の削減等につきましては図書館ならず、すべての面において実施していかなければならない問題と考えておるところであります。

桂図書館、それからコミセン、七会の図書室のシステムが統一されれば一番理想的であります。これを統一するということは、いろんな経費の面で若干かかり過ぎるのではないかとということで、非常に厳しい状態であると思います。図書の購入につきましては、現在一元化をして、桂の図書館で購入したものをそれぞれのコミセンと七会の方に配本をしておるとような状況でございます。本年、既にコミセンで300冊、七会の方へ400冊、そういうことで配本をいたしております。

また、桂図書館の図書の検索であります。パソコンがつながっていない部門があると。例えば、コミセンの図書室ではつながっていないというような話になっておりますので、それらについては庁内のパソコンを再点検をしまして、あいている部門のパソコンをそちらへ配備をして、そこで一括して桂図書館の図書の蔵書の検索ができるようにしたいと、そういうふうと考えておるところであります。

いずれにいたしましても、図書館それから図書室、そういう中で、県の図書館等とも連携をとりながら一体化をして、最少の経費で最大の効果を上げるようなシステムに取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、公共下水道の件であります。供用開始後３年を経過しても接続をしていない未使用者に対して、みなし使用者として使用料の徴収をする考えはないかということでございますが、下水道事業につきましては、公共水利の水質保全と水洗化による快適な生活、そういうことを目的にして推進しておるところであります。工事、供用開始区域になっても、常北地区、桂地区ともに、３年経過をいたしましても70％台のつなぎ込みということは議員ご指摘のとおりであります。

30%の未接続の方々にどうして指導していくかということは今後の問題かと思いますが、やはり水洗トイレにするためには金がかかると、将来ひとり住まいで先行きどうなるかわからないとか、家を建てる予定だが建たないとか、いろいろ事情があるようでございますが、できるだけ早い時期に全家庭がつけられるように進めてまいりたいと考えております。

未使用者に対して、みなし使用者として使用料を徴収する考えはということでございますが、これについては大変難しい問題でありまして、現在のところ、町としては徴収をする考えはありません。今後につきましては広報と、また個人への通知等によって、できるだけ早くつなぎ込みをして対応していただくように推進を図ってまいりたい、このように考えております。

次に、過疎対策についてということで、地域を限定して住宅取得者に補助金を出して、行政主導で町民の張りつけをする考えは。

いつかの新聞に、五霞町あたりでは人口が1万人以下になってしまうと、1万以下の町村に対しては、今度の法によって合併勧告が出るような地域になるので、できるだけ住民をふやしたいと、そういう考えのもとに、住民の定住を図るために補助金を出していくと、そういう記事もあったように記憶をしておりますが、過疎地域においても、やはり工場等については過疎の地域に進出した工場、雇用者が何人以上とか、そういうことに対しては固定資産税を減免とか、そういうことが図られる制度が国・県もございます。それは、今までの七会地域でも適用していたと思うんですが、そういう優遇措置はありますが、個人の住宅に対しては、議員ご指摘のように、ありません。

これらについては、七会地区で分譲地を7区画つくったということで、大体5区画は、4区画売れて、もう1区画売れそうだということで、これについてはあと2区画ぐらいで売れるのではないかと、そういう話になっておる段階であります。新しい住民がふえて、その方が住民税を払っていただいたりなんかして住んでいただくことは非常に大事かと思います。

そういう中で、やはり最終的には持ち家になっていただくのが一番いいのかなと思っておりますが、やはり前段として、もう少しインフラ整備をしていかなければならないのかなと。例えば、家を建てようと思ったが、水道が来ていないと、そういう現実があると思いますので、そういう整備を基本的には進めていきたいというふうに考えておるところであります。

具体的に現在のところ、それらの検討に入っているわけではありませんが、検討させていただきたいと、そういうふうに思っております。

次に、町営の診療所であります。

数字につきましては、議員ご指摘のとおりかと思います。現在、城里町地域には沢山診療所、それから七会の診療所と2つ診療所がありまして、七会については19床の入院ベッ

ドを保有しておるわけです。それと、やはり歯科診療所も両方にございますが、総体的に見て、入院の部門がなかなか赤字の要因ではなかろうかと、そういうふうに思っておりますが、先般、私も診療所のお医者さん方とも懇談をいたしました。やはり、そういう中で、今後のあり方については、庁内でも検討会等も立ち上げながら、今後どうしていくかということで検討してまいりたいと考えております。

民間委託ということも一つの選択肢かなと思いますが、やはり採算性、患者の数の問題とか、いろんなことで進出がしないから公的な部門でやらなければならないと、そういうことも現実なのかなと思っております。今後の対応としましては、採算性、公共性とか、あとは医師の確保、行政の果たす役割と、そういうものも含めながら民間委託等も一緒に検討してまいりたいと思っております。

それともう一つは、今回の消防署、救急業務、それからコミュニティバス、また大宮地区の総合病院の開業、十万原の総合病院の問題とか、そういうものを総体的にとらえながら、七会の診療所の問題等、そういうものを一体的になって検討していくべきではなかろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（関谷 誠君） 教育長。

〔教育長三村亮一君登壇〕

○教育長（三村亮一君） 10番玉川議員さんからのご質問ですが、私としても教育委員会としても、診断テストの結果については大変心配をして見てきました。そこで、城里町全体の教育の現状を見たときに、毎年4月に行っている県下一斉の学力診断テストの結果を見てみますと、教科あるいは学年によるプラス・マイナスはございますが、ほぼ県平均と一致するのではないかなというのが現状かなというふうに見ています。

議員さんの方からは昨年度のというお話だったんですが、今年度の大まかなものが結果として出ておりますので、大まかにご報告させていただきたいというふうに思います。

4年生については、高いところでプラス60、低いところでマイナス24ということで、7校が平均を上回っているという現状でございます。5年生については、高いところでプラス43、低いところでマイナス10、5校が平均を上回ったと。それから、6年生ですが、高いところでプラス35、低いところでマイナス40という結果で、6校が県の平均を上回っております。

中学校については、若干それよりも下がっているかなというのが心配なところですが、3校のうち、2校が県の平均を上回っていて、プラス13からマイナス10の範囲でということが中学1年生でございます。中学2年生については、残念ながら3校とも平均を下回りました。マイナス4からマイナス12点というようなところで結果が出ております。それから、3年生ですが、1校がプラス3、残り2校がマイナス12というようなところが現状でございます。これ、12点とまでは言えないので、パーセントで考えているところで

すけれども、現状でそういうところで、数字的なものはお許しいただきたいというふうに思うんです。

学校名がわかるようにというようなことまでご指摘をいただいたんですけれども、今回はその程度でお許しいただきたいというふうに思っています。

次に、新指導要領実施から各方面で心配されていた学力低下の問題ですが、学校週5日制の実施、それから授業時数の削減、さらには学習内容の削減等で、学力の低下というのは最初のと時から噴出をしております、ことしで4年目を迎えているわけですが、新たな改訂の動きも出てきているというのは事実でございます。それだけ各方面からの心配が多いということで、玉川議員からご指摘いただいた点も十分考慮しなければならないというふうに考えています。

城里町としては、「一人一人に確かな生きる力をはぐくむ教育」、これを学校教育の目標として掲げて、その下に5つの重点目標を置き、3つの努力目標を掲げて設定しております。3つというのは、教職員の研修による教職員の資質向上ということ、それから学習環境の整備、さらには地域社会との連携を深めて地域に信頼される学校づくりというような、3本の柱を努力事項として掲げているところです。

第1の努力目標の中の確かな学力とみずから学び、みずから考える力を育てること、基礎学力の定着とみずから学ぶ学習の推進を大事にした取り組みを進めております。特に、合併初年度の今年度は、国語と算数の基礎学力の確実な定着ということで現在取り組みを進めているところでございます。

そうした中で、各学校では今年度も研修テーマを決めて、児童・生徒の学力向上を目指して研修に取り組み始めているところでございます。特に、現状を申しますと、各学校で落ち着いて学習をスタートさせたいということで、あるいは情操教育の一環としてもというような意味から、読書活動を積極的に取り入れて、落ち着いた雰囲気醸し出すというような努力をしていますと同時に、朝のドリルの有効活用、さらには放課後まで子供たちを残して、個別指導あるいは計算・漢字の練習をするというようなことでの取り組みを進めているところがふえております。

隣の水戸市では、夏休みを3日間短縮して学習指導を行っているのではないかとのご指摘です。

本町としても、各学校で夏休み期間中、3日ないし5日程度、補充指導というような点で、登校日を設けて指導する予定であります。また、昨年度、常北地区でこのことを実際に行ってまいりました。さらに、始業式、終業式が6回あるわけですが、そのうちの4回については給食を出して、午後まで学習指導するというようなことで、学習時間の確保ということに努め、少しでも手すみの入った指導を展開しようとしているところでございます。

さらに、校長会の中に学力向上プロジェクトというのを立ち上げて、一層の学力向上を

目指しての取り組みをスタートさせております。その中で、特に国語、算数について研究していこうというようなことを設けて、指導に関する研究・研修を深めていくと、そういうことを進めることで現在進んでいるところでございます。

議員から、ゆとりの教育あるいは学校週5日制の問題点も指摘がありました。同感するところもありますけれども、私として見る限り、ゆとり教育、総合的な学習の推進という中で、みんなで学習をする、あるいはグループで学習をする、そういう深まりが見られたことはプラスとしてとらえていきたいというふうに考えているところです。

なお、次に、教科書に関する発展の内容についてのご質問ですが、まず何といっても基礎・基本の定着ということ、これが大事であることは申すまでもありません。その学習時間の内容については現在、各学校にいわゆるＴＴの職員を配置しましたので、そういう職員との連携を図りながら、発展問題等についても取り組みをしているところでございます。

教育委員会の学校訪問、それから管理訪問、さらには計画訪問等で学校の様子を少しずつ伺っておりますけれども、ＴＴについてはかなり積極的に各学校で活用を図っておりますので、私としては今後に期待をしていきたいというふうに思っているところです。

なお、発展問題が入って、学習内容がふえたのではないかとという質問についてですけれども、これについては時間的にふえたという言い方もできるかとは思います。ただ、基礎をいかにして指導していくか、そして内容をいかに発展させていくかという、その辺の指導方法の研修によってかなりカバーできる面もあるというふうに考えています。

以前よく言われたことですが、三角形の公式の指導はするけれども、台形の公式の指導はしないのかという話がありました。これは、三角形の指導の中で、当然台形の指導への結びつきが出てくるはずですよというような話もありましたけれども、そういう面での発展を各学校での研修の中に取り入れてもらうことで、少しでも発展問題への取り組みをふやしていきたいと、深めていきたいというふうに考えております。

続いて、発達障害、児童虐待についてのご質問ですけれども、ご指摘いただいた件については、学校はもとより、教育委員会としても、学校と連携を図りながら対応に取り組んでいるところです。

発達障害として、自閉症、学習障害、注意欠陥多動障害等ありますけれども、こういうものについては特別な支援が求められているところですが、その中には医師の診断を受けている児童・生徒、診断を受けていない児童・生徒があります。安易な素人判断は許されるものではありませんので、学校としても委員会としても、苦慮しているところがあるのは事実でございます。

教育委員会としては、学校教育指導員を中心に、学校からの相談を即受けて、できるだけ早く対応すると。その上で、両親との面談、病院の紹介等を進めて、専門家の診断を受けてほしいということを勧めているところでございます。ただ、やっぱり診断を受けるということについての抵抗もあるので、なかなかスムーズに進んでいないのは現状であります。

す。

なお、現在、町費で生活指導員をつけている学校、それから社会人ＴＴに対応をお願いしている学校、さらには情緒学級で対応している学校等ございます。幼稚園につきましても、町費からの補助をいただいて、昨年度取り組みをしてまいりました。現在、情緒障害、言語障害等で学校教育指導員の骨折りで、菅谷東小と水戸二中にそれぞれ１名ずつ通級している者がございます。それぞれ成果を上げているという報告を受けているところです。

次に、児童虐待についてのご質問でしたけれども、最近の報道でも心痛む事件が発生して、教育委員会としても心配をしているところです。

園や学校では定期的な健康診断、身体測定ですか、こういうものを通して、日常的な観察の中で実態把握に努めているのが現状です。身体的様子の身体測定時の様子で、体に異常があれば校内で十分情報収集し、さらに疑いが感じられれば児童相談所等への連絡の橋渡しも積極的に進めております。昨年度、常北地区として２件そのような事例があったというふうに報告を受けています。

厳しく指導すること、それがしつけであるというような考え方もあるのは事実かと思います。そういうことに対しては、私も幼稚園時代に、とにかく温かく抱え込んで、ゆっくり話をしてほしいというようなことを指導したケースもありました。しかし、俗に言われていることですが、虐待を受けた子は我が子を虐待するという難しさもあります。きょうの茨城新聞にも児童虐待の話がちょっと載っていましたが、非常に難しい問題であることを認識しているところです。

特に、虐待の中で言葉による虐待が、これについては児童・生徒に対する日常の観察、そういうものが大きな役割を果たしてきます。特に、元気がない、いつもの様子と違う、そう感じたときには、園、学校等でそういう子に対しての積極的な取り組みをお願いしているところでございます。昨年度もこの面で、養育放棄の件もありましたし、ドメスティック・バイオレンスに関しても事例を報告受けております。

なお、今後とも、各幼稚園・小学校・中学校連携を図りながら、この問題の解決に早期発見、未然防止というようなことで取り組んでいきたいというふうに考えています。

３点目の口腔衛生に関するご質問ですけれども、私が石塚小学校赴任時代に、年度初めの歯科検診のほかに、１１月ころに中間の歯科検診をやっていただいたという経験を私は見てきました。その中で、大変細かな指導の中で、う歯の防止に、あるいはう歯の治療に効果を上げてきたということを痛感していたところでございます。

現在、口腔衛生に関しては、各学校で特に給食後の歯磨き運動、こういうことに取り組むと同時に、保健指導の面から養護の先生とのかかわりもいただいて、学級指導等を進めているところで、先日もこのような指導を実際に見せていただくことができました。

歯科衛生士による児童・生徒への直接の指導を、昨年まで桂と常北で進めていただいていたわけですが、今年度予算削減というようなことで、歯科衛生士による指導が常

北地区では実施、桂地区では中止、七会では今までのように実施しないという、地区によっての差が出てきているのは事実でございます。

口腔衛生の向上、健康な歯を持った児童の育成という面から、議員ご指摘のように、予防事業としての口腔衛生の指導に力を入れることが大事ですので、今後、この面での復活ができるよう努力してまいりたいというふうに考えているところです。

およそ幾らくらいの費用がかかるのかというご質問でしたけれども、ざっと見積もったところ20万円ぐらいという、1人1万円ぐらいという話でしたので、20万円強ぐらいかなというふうに試算しているところです。

なお、ちょっと長くなりましたけれども、茨城県医師会からの働きかけがあって、昨年度、桂村で教職員口腔保健啓発事業ということで、教職員自身が歯磨きの体験をするということをやってきた事業がございます。自分自身の体験が指導に生きてくるのではないかとということで、本年度も県の事業として話を進めていきたいというふうに考えているところです。

ちょっと長くなりましたけれども、失礼いたしました。

○議長（関谷 誠君） 10番玉川君。

〔10番玉川台俊君登壇〕

○10番（玉川台俊君） それでは、2回目の質問をしたいと思います。

教育に関してでございますけれども、町が豊かになるためには税収の増が基本になるわけですが、城里町が置かれている状況で税収の増を図るためには、町民の個人所得の増加に頼るほかに、これといった道はないとは思っております。企業の進出は期待が薄く、国からの交付税も減少をたどることと考えられるわけでございます。

しかし、一般的な考え方から見れば、町民個人の所得は能力に応じて伸びるわけですから、長い目で見たときに、子供たちの個々の能力をレベルアップすることが教育行政に求められていると私は思います。それを考えまして、城里町の子供たちがですね、お互いがライバルでありますけれども、この地域的な問題からいっても、ほかの地域の子供たちより高い能力を身につけることが有益なことであると思います。

そうは言いましても、先ほどの問題がありました、ご指摘がありましたその中で、学力の二極化という問題が報道されております。クラスや学年単位での二極化、できる子、できない子、できる学校、できない学校、また都市と地方という環境から来る二極化もあります。例えば、都市の学習塾には、受験対策のための能力別進学塾を初めいろいろなタイプの塾がありますけれども、地方においては学校の補習的要素の濃い学習塾が大半であることも、その要因になっていると思います。また、塾がある、ない、こういう地域的な要因、また経済的な理由によって、塾に行くことができる、できない、これも二極化の原因とされております。

さらには、先ほど教育長が言われておりましたけれども、教師のレベルアップを図って

いるということでありますけれども、子供たちの能力別指導の限界から来る二極化、要するに一人では限界があると、大勢を見るには限界があるということから、できる子はできる、できない子はできないという二極化が言われているということであります。

そこで、教育行政ができることは何かを考えたとき、城里町は地方にあり、地域的環境から不利な条件にあると思われます。これにいかように対処し、子供たちの個々の能力を高めることができるかを考える必要があると思います。

先ほどの時間をとって、教育の方針、理想を掲げられましたけれども、我々が目を見て、教育時間が多い、少ない、これが単純に我々の目に映ることであって、教育長が言われることはなかなか理解はできても、現実の場として考えられるのかと。ですから、町民に対して、そういうわかりやすい形をとっていただくことが町民の安心にもつながると思います。

というのは、新聞を見て、水戸市は3日間夏休みを短くして勉強するんだという報道を見ると、じゃあ城里町はどうなんだという心配になると思います。ただ、教育委員会としてはいろいろな方法をとっている。ただ、これは町民には目に映らない。これをですね、やっぱり目に映るような形で発表することも大切じゃないかと思います。

教育の重要性から提案でありますけれども、総合学習の時間ですね。先ほど教育長が評価があると、みずから学ぶ力がわいてきたと、そういうふうな評価がされていると。私も、これは報道で見る限りは確かに評価がされているとわかりますけれども、そういう時間を活用して、みんなが一緒にということもいいですけども、自分が得意・不得意な科目を、そのような総合学習の時間を利用または放課後の時間を活用して、クラブ活動のように学習教室を開いて、自由に参加できる、要するに自分で好きな科目を勉強してもらう、自分で足りない。

勉強は、私もそうですけれども、得意な科目はできますけれども、またやりたいと思います。だけど、嫌いなものは、やっぱり幾ら勉強しても身につかない。そういうことから、授業の終わった後にクラブ活動的な学習教室を開いてみてはどうかと。これには当然費用もかかります。これは、町からの財政負担をしていただかないとできないと思いますし、また学校の先生は5時までには終わらないといけなようなある程度ありまして、なかなか自由な時間が使えないと。忙しいという中では、学校の先生に負担はかけられないという現実もあります。

そこで、先ほど地域の力というお話が出ましたけれども、現役を引退された方で、なおかつその余暇を子供たちのために役に立ちたい、立てたらいいなと考えて、そういう機会があれば教えてみたいと考えられている方もたくさんいらっしゃると思います。そういう地域の力をうまく活用して、地域と子供たちの触れ合いの中で学力を高めるような、城里町独自の「地域の底力」ですか、そういうようなタイトルの番組がありますけれども、そういう方向性をぜひ城里町でとっていただきたいと、そのように考えるわけでございます。

その点について、町長に答弁をいただきたいと思います。要するに、町が学習塾を開く、その費用負担はある程度町が出すというようなことでございます。内容については、関係担当がいろいろ詰めることでしょうけれども、議員としてはそのような提案をしたいと思っています。

2点目の発達障害についてでございますけれども、学校で父兄に診断を受けさせることが難しいということは私もよく理解しております。私も仕事柄、いろいろな子供を目にします。中には、親が一生懸命注意するんだけど、子供は全然言うことを聞かない。私が講演を聞いた中で、この子は発達障害にちょっと当たるのかなと思うんですけども、親が実際この子をそのような目で見ていいるかどうか、これが疑問であります。ですから、私としても、先ほど教育長が言われたとおり、ある程度そういう相談を受けてみてはどうですかということがなかなか言い出せません。そこに問題があると思います。

そこで、折しも土曜日にこういうものが送られてきました。まさに、私が言わんとすることでありましてけれども、この中にはいろいろな発達障害が詳しく書かれていて、関係機関とよく相談するように、よくできたものであります。これは、茨城県学校保健会、教育委員会、医師会が合同でつくったリーフレットでありますけれども、まさにタイミングよく送られてきたわけでございますが、行政としてこのようなリーフレットを一般町民の方に折に触れて配布していただくことによって、その発達障害というものに対して、町民、我々も含めて理解が深まると思います。

先ほどの虐待でございますけれども、我が子をちゃんと教育したいという、しつけの中から虐待が始まってしまうんじゃないかと、それを一番危惧するわけでございます。要するに、この内容的には、病気だということが保護者がわからないと、どうしても人並みに言うことを聞かせたい。そこで、当然はたいたりもするでしょうし、それが育児ノイローゼにもつながるでしょうし、そういうことを考えまして私は質問しているわけでございます。

そこで、この内容は大変すばらしいんですけども、やはりですね、私は読んで講習をある程度受けましたので内容はある程度理解できますけれども、ただやっぱり問題は、親が行政に相談する、専門家に相談するというように書いてはありますけれども、いざ本当にできるかという、多分できないと思います。ですから、日常的に行政が専門機関との中間的な橋渡しをしてあげるようなシステムができなければいけないと思いますし、また発達障害という現象がいつごろになってくるとわかるのかと。専門家の間で、この子はちょっと発達障害があるなというようなことは、5歳児ぐらいになるとわかるそうであります。

ですから、筑波大の先生でございますけれども、先生が言うには、5歳児健診等が行われることによって効果的にこういう問題が発見されると、できたら5歳児健診が行われることが望ましいというアドバイスも受けておりますので、5歳児健診を含めまして、実施

に当たっての考え方を聞きたいと思います。

要するに、まじめな親だからこそ、逆に虐待に走ってしまうんじゃないかと、こういうことが起きることのないようにしていかないと、地域として不幸な事件を目にしないで済むのではないかと思いますので、ぜひ検討をしていただきたいと思います。行政が簡単に、折に触れていつもですね、こういうことが日常的にあるんだよということで、我が子もあり得るとような意識を啓蒙していく、これが大切だと思います。これが行政としてある程度機能していけば、不幸な事件は起きないで済むんじゃないかと思いますので、申し上げたいと思います。

それから、口腔衛生の件でございますけれども、私が見ている石塚小学校も、2年前か3年前か、一度予算的な都合でカットされたことがありました。ただ、私はこれを強く抗議いたしまして、費用対効果、先ほども言いましたけれども、子供たちの虫歯1件、2件、何件かすると、石塚の場合、今年度の予算は、私が見ているところでは1人7,000円掛ける3人で、2万1,000円の予算がついていると思いますけれども、国保で治療すると、その費用を考えますと、何人かで元が取れてしまう。これは、行く行く計算しても、予防にまさるものはないということです。

ですから、20万円ほどはかからないんじゃないかと、1人1万円いただければ衛生士さんもありたいとは思いますが、石塚小学校の例でいうと、以前は6,000円でした。ことし見たときに7,000円という形、たしかそうだと思います。私の記憶ではそうっておりますけれども、1万円を払っていただければありがたいとは思いますが、これは私がいただくわけではございませんけれども、一生懸命指導していただけるんじゃないかと。この20万円が高いか安いかわからない、これも今言った費用対効果がありますけれども、合併をしたということを第一に考えていただきたいと思います、行政的に。

常北地区でやっているのに、ほかの地区がやらない。やることの意義は認められている中で、今までやっていたものを、何万円か削るために、これを合併して予算がないから削ってしまったと、これはいかなるものかと。合併して一つの町ということであれば、どうして格差がつくのかなと。これ、父兄がわかれば、大変な問題になるような気が私はします。

やはり、統一された中で、いい事業はですね、いい事業をしているところに右倣えでやっていたかしないと、やはり変ではないかと思しますので、再考の余地があるということなので、ぜひ復活していただいた方が合併した効果があるし、合併したからよくなったんだと町民の方から思われるために、20万円が安いかわからない、すごい効果があると思います。町長、ぜひ考えていただきたいと思います。何もやらない町長じゃないということで、ぜひやっていただきたいと思いますので、申し上げたいと思います。

続きまして、図書館でございますけれども、経費がかかるというお話、要するに317万円と560万円、合わせて800万円になるわけでございますけれども、私の考えから申し上げ

たいというのは、今ある桂図書館のシステムにコミセン図書室、また七会図書室の蔵書を登録することに対して費用はかからないと思います。要するに、そのまま新しく本を追加するわけであって、ただ、シールとかバーコードあたりの雑費はかかるでしょうけれども、システム的には蔵書がふえるだけでありますから、お金はかからないんじゃないかと思います。

ただ、先ほどインターネットということで、コミセンまた七会の図書室で常時インターネットが活用できるとかそういう、町民からすればですね。私が、城里町の図書館にどういふ本があるのかというのを検索するのは、桂図書館のホームページを検索すればすべてわかるわけですね。コミセンの本、七会の本を桂の図書館に登録してしまえば検索できると思います。その時点で、この本が今どこにあるかというの、やはり検索できると思います。

コミセンと七会図書室にそういうインターネットができるものをですね、さほど費用はかからないと思いますけれども、それによって今どこにあるかを検索できれば、例えばこの図書室に来られた町民の方がこういう本を借りたいんだけどって検索した結果が、七会にあると、または桂にあるというように具体的にわかるわけでございます。そこで、桂に行ってもらうか、また例えば次週来ていただければここに用意しますとか、そういうサービスができるんじゃないかと思うんです。

ですから、新たなシステムを導入する、これも何か2,000万円とか4,000万円とかかかるようなお話を聞きましたけれども、そういうふうな費用は必要ないんじゃないかと思います。ですから、やり方次第かなと思うんですけれども、私はそのように考えます。その点を含めて、費用がかからない方法はあるんじゃないかと思いますので、よくよく再考をお願いしたいと思います。

また、今年度1,090万円という費用が請求されて、議会が認めましたけれども、この費用請求については、ちょっと理解しがたい説明がございました。多分、来年、議会は認めないんじゃないかと思われるような内容であったということもつけ加えたいと思いますし、その図書を購入しなくちゃならないということも確かでございます。ですから、コミセンの317万円をカットして、パソコンを用意するとなると50万円かかるかもしれませんが、300万円弱のお金は浮くと思います。そういう浮かした経費で図書を購入してもらわないと困るのではないかと思います。

また、城里町桂図書館の運営方針（案）というものが、委員会に示されたものがあります。その内容を見ますと、ちょっと図書館として一般的な内容でありました。その中には、新聞各紙を収集して3カ月後に廃棄するとか、雑誌を90何種類購入するとか、そのような内容がありました。ただ、そういうことをですね、一般的な図書館としての姿を追求されては、先ほどの経費の問題がありまして、なかなかできないと思います。

ですから、やりくりした中で、その中でも、ある特異分野に限っては桂図書館は県一ま

たは日本一の蔵書があるんだと、そういう特異分野をつくっていただいて、町民がこの分野は私たちの町の図書館が日本一だとか、県で1番だとか、そういう誇れるような、工夫をした内容を持って図書館をつくっていただきたいと思いますので、その内容をもう一度検討されて、図書館を運営していただきたいと思います。

続きまして、下水問題でありますけれども、みなし使用が難しいという説明でございました。この難しいということがどういうことで難しいのか、ちょっと理解できないと思います。現行のままでできないと思いますけれども、やはり老人世帯であって、町長が言われるように、今さらトイレの改修に費用かけるお金もない、当然でしょうけれども、要するにそれを一々聞いていてはですね。そもそも罰則がないことであって、そういうことが許されてしまっているというか、開き直っていらっしゃるのかなとも。

実際お金がなくてできないということはわかります。しかし、それを考えていたのでは、そのまま垂れ流しされると、周りがやっぱり環境的に問題があるということでもあります。ですから、やはり皆さんと一緒に、使用料としてはある程度徴収しても仕方がないんじゃないかと思います。

なお、私もこの提案を好きでやっているわけでございませぬ。当然私、非難を浴びることを覚悟で提案しているわけでございませぬけれども、これは条例を改正して行うのであればできるのではないかと。要するに、みんなの税金をたくさん投入してつくっているわけでございませぬから、自分勝手な都合の中では、やはりそれを規制していくという中で、幾ら文書で指導しても、それは効果は上がらないと思います。そういうこと等も含め、財政も含め、やはりある程度の徴収は仕方がないんじゃないかと。

この費用をもって、側溝にたまった泥を泥揚げするにも費用がかかるわけでございませぬ。そういうことを考えまして、費用を立てかえるためにも、そういう徴収がやむを得ないと私は考えますので、どうして難しいのか、その理由はおっしゃっておりませぬので、聞いてみたいと思います。もう一度考えていただきたいと思います。

続いて、過疎問題でございませぬけれども、町長が言われたとおり、6月4日の茨城新聞に五霞町ですか、そのことが書いてありました。この五霞町は、固定資産税3年分ということで、大体平均的な世帯で総額15万円ぐらいになるそうでございませぬけれども、この15万円ぐらいいただいても、私だったら多分買わないと思います、はっきり言って。

先ほどの私の1万5,000円ぐらいの補助金の、どうしてそういう金額になるかということとでございませぬけれども、実際、町営住宅に入られている方は低所得者ということで、5万7,000円ですか、5万6,000円かかるうち4万4,200円しか最高取れないというわけです。実際にはもっと低い使用料を払っている方もいらっしゃいます。何ですか、高級車がとまっているような町営住宅の町民の方もいらっしゃいますけれども、平均して1万5,000円ぐらいは町が入居者に対して住宅手当を払っているようなものではないかと、そういうふうに考えることができるんじゃないかと。

そういうことで、例えば土地を分譲することも当然でしょうけれども、要するに若い人がお金のない中で、例えば住宅ローンを組むときに、35年ぐらいですね、30年から35年。その中で、1万5,000円、4万円は住宅だったら払えるけれども、5万5,000円のローンは払えない。そういう考えの中で、住宅ローンが払えるような差額をちょっと出してあげて、自分で家を持ってもらう。自分で家を持ってしまうと、そこにもう住むしかないわけですから。そのためには、町長が言われるような水道などのインフラが当然必要になってくると思いますけれども、そういうことも考えて、今後の過疎対策に充てていただきたいと思います。

○議長（関谷 誠君） 制限時間、あと5分になります。

○10番（玉川台俊君） はい。

続きまして、民営化でございますけれども、診療所の運営が独立採算制をとり、財政の負担を要しない施設であれば問題はないと思いますけれども、予算書の内容を見ますと、コストの削減が必須であります。一般管理費の嘱託職員報酬は1,032万6,000円を初め職員の給与、手当の見直しが必要で、中でも、先ほど三村議員さんの中で出てきました特殊手当ですね。往診手当138万円、これはなぜ必要か、私は理解できません。本来、往診は業務の一部であり、給与に含まれているものであると私は考えます。

また、医師研究手当でございますけれども、医科、歯科合計で1,440万円になっております。これについては、何ら報告がされていない。要するに、お手盛りの予算だと、手当だと聞いております。また、手術手当でございますけれども、手術をすることに対してなぜ手当が必要なのか、これも私は全く理解できませんし、危険手当11万4,000円も同じであります。この危険手当の内容というものは、レントゲン1枚撮影したときの1枚当たりの手数料というか手当だそうでございますけれども、これをいただけるのであれば、我々議員もここに来るまでの間の自然被爆、この方が多いかもしれません。そういうことを考えていただくと、どうしてこの危険手当というものが必要なのか、私は全く理解できないと思います。

さらには、給与の調整額、調整手当として医科、歯科合計730万9,000円、この調整手当を聞きますと、県から派遣されている先生に、先生はちょっと昇給が早いということで、それに横並びにするための手当だと聞いております。これも全く疑問でありまして、なぜ県職員に対して町職員が給与を同じレベルに合わせなくちゃいけないのかと、これはちょっと疑問であります。こういう手当だけでも2,356万3,000円が節約できるのではないかと考えております。

また、委託料でも、民間の感覚ではレセプト作業業務委託72万円、医療事務委託409万9,000円、窓口業務委託354万9,000円。これは嘱託職員報酬でも同じで、カットしてですね、町職員を充てることで十分に節約できるのではないかと考えます。

さらに、負担金でも、医師会負担金等合計80万円3,000円ありますけれども、これも業

務遂行のためには必要性が全くないと思われます。総務費だけで約4,311万円の節約が考えられると思います。

医業費に関しては、コストの削減が図られるべきであると思いますけれども、例えば歯科診療所の収入を合計いたしますと5,986万1,000円で、これに対して支出は最低でも1億円近いという金額に私の計算ではなります。要するに、100円もうけるために167円余りを使うと。このコストのかかり過ぎ、人件費がかかり過ぎていると思いますけれども、そのような面でまだまだコストの削減が必要ではないかと。

民間では、技工費に関しても高い、安いということでもけさせるということをしします。けれども、町営、公営ですからそういうことはなかなかできないのかなと。しかし、これをですね、私のところでいいますと、大体年間で収入の12から13%というのが会計士さんからの報告で、毎年同じようなレベルで出ておりますけれども、町営の場合は18.2%ということになっております。こういうことから考えても、やっぱりそのパーセンテージを引き下げる、これをちょっと業者さんにまけていただけないかというような交渉も、やはりコストを考えると必要ではないかと思ひます。

材料費に関しては2億1,000万円ほど出ております。これは、ちょっと全体の赤字をここで解消するためには1億円ぐらいにしなければなりませんけれども、これは無理だと思いますので、ぜひ人件費の見直し、また町営診療所の適正なコストを精査していただいて、民営化についてさらに検討いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 玉川議員さんの教育についてということですが、おっしゃるとおり、町が豊かになるということは、やはり町民が豊かになってその基礎の上に町が豊かになる。その町民個人個人が教育能力を高めて、そういうふうな豊かな生活ができるような町民ができていくということが大事だと、おっしゃるとおりであります。

また、地域社会の中でいろんな問題が二極化している。教育も二極化の方向にあるのではないかとありますが、その低い方の一極の方へ行かないように、十分努力してまいりたい。

地域の力を活用していくと、確におっしゃるとおり、定年後、非常に今高齢化社会になっていますが、能力を持った方々がたくさんいらっしゃいます。そういう中で、サポートできるようなシステムが立ち上がっていけば、町としてはそういうものに対しての金を出すということについては惜しむものではございません。

それから、発達障害、児童虐待に対する対応等につきましては、先ほどのリーフレットがありましたが、そういう中でも、また学校ばかりじゃなくて、学校と関係する機関、福祉関係、児童民生委員関係、そういうものと連携をとりながら、そういうものを抑止する

ような啓蒙活動を行ってまいりたいと、そのように考えております。

それから、図書館の問題であります。先ほどお話し申し上げましたように、大がかりなシステムを構築するのではなくて、私ももっと簡単にできないのかというような話もして、そしてパソコンがないんだという話になりまして、どこかで余っているやつを配備するということで話を進めておるところでありまして、そうすれば七会の図書室、コミセンの図書室においても、パソコンで検索すれば桂図書館の蔵書一覧表が出てくると。そういう中で、配本するなり、また職員がこっちへ来るときに届けていく。その書籍を置くなり、また本人に取りに行っていくという方が大事かなと思っておりますので、そういうことについては早速着手してまいりたいと考えております。

それから、過疎対策の入居者に対する補助の問題であります。私、個人の住宅に補助を出す、非常に難しい問題があると思います。これについては、個人が建てる家に対して、じゃあ過疎地域だけに補助を出すと。また、別なところに対しては、じゃあ割り落として、その何分の1を出したらいいんじゃないかと、いろいろ問題がありますので、その辺については十分検討させていただきたいと思います。

それから、診療所の問題でありますけれども、総論としては議員おっしゃるとおりであります。そういうものを踏まえながら、民間委託を含めた健全運営に向けた対応策等について、庁内で検討会を持って、来年度予算に反映できるものから反映させていくということで、それらについては国保運営協議会あるいは議会、地域の方々と協議をしながら検討させていただきたいと思います。

下水道の未接続者へのみなし使用者としての使用料を課すという問題であります。これについては検討期間をいただきたいと思います。先ほど申し上げましたように、非常にこれは、使っていないのに使用料をかけるということに対しては難しいいろんな問題があると思いますので、それについては検討期間をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（関谷 誠君） 教育長。

〔教育長三村亮一君登壇〕

○教育長（三村亮一君） 幾つかお話しいただいたわけですが、とにかく一人一人の力をつけていくということが最終的に城里町の財産になるという、その考えですが、私も私としても全面的にそのとおりだというふうに思っています。できるだけ一人一人を大事にしながら子供たちの力をつけていくという、そこに大きな視点を持って、今後の教育委員会の活動、学校教育に取り組んでいくというふうに私も考えていますし、そのように各学校に指導していきたいというふうに考えています。よろしくお願いいたします。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） それと、歯科衛生士による児童・生徒への指導というような問題ではありますが、それぞれの地区といたしますか、によって差があるということではありますが、できるだけ一体でできるように、総額としては何か20万円ぐらいの話を教育長からも伺っておりますので、その辺については18年度予算で反映させてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔「議長、答弁漏れ」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 発達障害児、そういう者に対して健診のときに、5歳児健診とか3歳児健診、そういうときにということではありますが、担当課とも協議しながら、前向きに検討させていただきたいと思っております。

○議長（関谷 誠君） 以上で、10番玉川台俊君の一般質問を終結いたします。
ここで暫時休憩いたします。

午後 3時53分休憩

午後 4時34分開議

○議長（関谷 誠君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
15番杉山議員は、所用のため早退しました。

散会の宣告

○議長（関谷 誠君） 本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、第2日目は6月15日午前10時に開会し、通告第6号、4番桐原健一君の一般質問から入ります。午前9時50分までにご参集ください。

本日は、これにて散会いたします。本日は大変ご苦労さまでした。

午後 4時35分散会